

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第三十一号

昭和四十七年五月二十四日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 木野 晴夫君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 上村 千一郎君

理事 木村 武千代君

理事 佐伯 宗義君

理事 地崎 宇三郎君

理事 中川 俊思君

理事 坊 秀男君

理事 村田 敬次郎君

理事 森 美秀君

理事 吉田 重延君

理事 阿部 助哉君

理事 堀 昌雄君

理事 貝沼 次郎君

理事 寒川 喜一君

出席國務大臣

大蔵 大臣

出席政府委員

外務省経済協力

局長 大和田 渉君

大蔵政務次官 田中 六助君

大蔵大臣官房日

本専売公社監理 福岡 威君

大蔵大臣官房審

議官 中橋敬次郎君

大蔵省主計局次

長 大倉 眞隆君

大蔵省証券局長 坂野 常和君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

大蔵省国際金融 稻村 光一君

委員外の出席者

大蔵省理財局資

金課長 福島 量一君

日本専売公社総

裁 北島 武雄君

日本専売公社生

産本部副部長 佐々木幸雄君

日本専売公社生

産本部集たばこ 松本 輝雄君

生産課長 大蔵委員会調査

室長 末松 經正君

委員の異動

五月二十四日

兼任

山口シヅエ君

山口 敏夫君

小林 政子君

津川 武一君

同日

兼任

山口 敏夫君

山口シヅエ君

小林 政子君

津川 武一君

五月二十三日

厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金特別

融資わくの拡大に關する請願(中澤茂一君紹介)

(第四一五七号)

同(松平忠久君紹介)(第四一五八号)

同(向山一人君紹介)(第四二九九号)

同(井出二太郎君紹介)(第四四四八号)

同(小坂善太郎君紹介)(第四四四九号)

同(原茂君紹介)(第四四五〇号)

子供劇場の入場税免除等に關する請願(青柳盛

雄君紹介)(第四三〇〇号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四三〇四号)

同(津川武一君紹介)(第四三〇五号)

同(寺前巖君紹介)(第四三〇六号)

同(土橋一吉君紹介)(第四三〇七号)

同(林百郎君紹介)(第四三〇八号)

同(東中光雄君紹介)(第四三〇九号)

同(不破哲三君紹介)(第四三一〇号)

同(松本善明君紹介)(第四三一〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第四三一〇号)

同(米原利君紹介)(第四三一〇号)

同(大西正男君紹介)(第四三一〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第四三一〇号)

同(倉成正君紹介)(第四三一〇号)

同(佐藤觀樹君紹介)(第四三一〇号)

同(外一件(塩崎潤君紹介)(第四三一〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第四三一〇号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第四三一〇号)

同(中曾根康弘君紹介)(第四三一〇号)

同(藤田義光君紹介)(第四三一〇号)

同(三池信君紹介)(第四三一〇号)

同(吉田重延君紹介)(第四三一〇号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第四三一〇号)

同(大久保武雄君紹介)(第四三一〇号)

同(田中昭二君紹介)(第四三一〇号)

個人企業の税制改正に關する請願(中川一郎君

紹介)(第四四四五号)

付加価値税の創設反対に關する請願(鯨岡兵輔

君紹介)(第四四四六号)

同(田中龍夫君紹介)(第四四四七号)

は本委員会に付託された。

五月二十三日

付加価値税創設反対に關する陳情書外三件(笑

本市議會議長和久順外三名(第二五六号)

貸金業者の自主規制の助長に關する法律案反対

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十一号 昭和四十七年五月二十四日

に關する陳情書外一件(名古屋市中区流川町三
の一二愛知県金融業組合理事長久野貫治外一
名)(第二五七号)
所得税の減税等に關する陳情書(東京都中央区
日本橋茅場町二の四日本中小企業団体連盟会長
豊田雅孝)(第三三七号)
恩給受給者の所得税源泉徴収免除等に關する陳
情書(全国市長会中国支部長岡山市長岡崎平夫)
(第三三八号)
は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件
アジア開發銀行への加盟に伴う措置に關する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二六号)
たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案(内
閣提出第三四四号)
国の會計、關稅、金融及び外國為替に關する件

○齋藤委員長 これより會議を開きます。
アジア開發銀行への加盟に伴う措置に關する法
律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続
行いたします。 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 アジア開發銀行について質問をい
たしますが、政府の提案説明によりますと、「同銀
行の業務は、昭和四十三年ごろから本格化し、そ
の後、業務の規模は急速に拡大して、域内開發途
上国の經濟發展に大きな役割りを果たしつつあり
ます。」この「業務の規模が急速に拡大して」とい
うことは、數字を見ればわかるわけでありませ
んが、「域内開發途上国の經濟發展に大きな役割りを
果たしつつ」ある、これは文章の表現としてはそ
ういふことかもしませんが、これを數字で示
す、裏づけるというきまつとした、このようにな
大きな役割り、經濟發展のために役立っているのだ

という、そういうものがありますか。これをちょっと説明していただきたいと思ひます。

○稲村(光)政府委員 ただいまの、具体的に数字で、各国の経済発展にアジア開銀の融資がどの程度役立っているかという点でございますが、この点につきましては、計数的に、たとえばそのために各国の経済発展が、四十三年ごろから成長率が格段にふえたとか、そういうような意味での具体的なところまでは、昨日も御答弁申し上げましたように、まだ何と申しまして具体的なプロジェクトとしてアジア銀の融資にかかっているものが各国それぞれ相当大きな額あるいは規模に達しているという状態ではございませんので、計数的にはなかなかむずかしいことだと存じますが、完成をしておりますいろいろなものからいたしまして、たとえば韓国でございますが、ソウルと仁川の間の高速道路でございますが、そういうもの、これが一つの具体的なあれになっております。その他、セロンにおける製茶工場の問題、あるいは韓国における冷凍設備というふうな、個々のプロジェクトとしてはその国の全体としての経済発展に非常に貢献をしておるといふものがぼつぼつできておるわけでございまして、たとえば、アジア銀の融資のために特に経済成長が格段に伸びているというふうな数字は、その国全体としてのあれからいたしますと、まだそこまで数字的に出ておるといふ段階にはなっていないというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 アジア開銀が設立されてまだ五年しかたっていないということですから、そう早急な開発効果というふうなものが、いろいろな経済指標がみな上向きに転じておるといふようなことはなかなか見られないかも知れないけれども、少なくともこの提案説明で、経済発展に大きな役割を果たしているというからには、加盟各国、特にプロジェクト融資などをしてやったところでは、この融資を通じて産業全体がどう変わって、どう発展してきたかというふうなものが、や

はり経済指標として裏づけられ、的確な説明がなされてこういうことが言えるのだと思ふのでありますが、まだそういうところまでは立ち至っていないという現状をいま局長からお聞きをしたわけでありまして、しかも、今日、加盟各国の経済状況といふものは着実に、少なくともこれらの融資を受けるが、これはその国の経済発展全体を左右するほどの力はないにしても、こういうことを通じて加盟各国、特に融資を受けておる国々では着実に経済開発というものが上向きに転じておる、そして輸出等の増大というふうなもの、したがって国際収支もよくなつてくる、あるいは国民の所得もかくかくふえてくる、あるいは生産費、価格全体を通じて上昇に転じている、そういうふうなものが安定的な方向として言ひ得るものなのかどうか。この「経済協力の現状と問題点」、経済協力白書等を読みますと、外債の果増というふうなことで、債務償還率というふうなものなども高まって、かえって経済圧迫要因にもなっているというふうなことも指摘をされておるわけですね。しかし、私の手元にあるのは一九七〇年のもので、それから、そういう点で、最近の、ここの二年の動向というものは的確ではありせんけれども、最近、七一年、七二年にかけてその方向というものがもう定着したのかどうか、こういう点については一体どういうふうにお考えでしょうか。

○稲村(光)政府委員 この域内国におきます経済成長あるいは国際収支、そういう状況がどうなつておるかということでございますが、これは御承知のとおり、資金的その他の関連からいたしまして、アジア開銀が得る貢献と申しますものは、全体からすれば、それほど大きなウェイトを占めるまでにはまだ至っていない。この点は先ほども申し上げたとおりでございます。その点、他、世銀グループのほうの多角的な援助、それから各国別のバイラテラルの援助、全体からいたしまして、それを各国それぞれあらゆるソースからの援助ということ、そういうものをコンパインいたしましたして経済成長をはかつていっておるとい

うことでございまして、情勢を申しますと、一般的に申しまして、国によってやはり差があるかと存じますけれども、全体としてはやはりそういう多角的な国際機関及びバイラテラルな援助を通じて、全体としての加盟各国の経済情勢といふのは、特に大きな改善を示しているとは申せないうかもしませんが、順調に発展を示しつつあるというところは申せるかと存じます。

○広瀬(秀)委員 さのう阿部委員も、インドネシアに対する日本の借款供与の問題で長い時間質問したわけでありまして、つい先般、われわれインドネシアのいわゆるスカルノ債務というもののたな上げ措置というか、救済措置を講じたばかりであります。特別な措置をしたわけでありまして、このアジア開発銀行の融資の状況を見まして、特に特別基金などにつきましては、インドネシアがずば抜けた融資を受けておるわけでありまして、皆さんから出していただいた資料によりまして、非常に件数も多いし、さらに金額的にもかなり大きいものが融資をされている。件数では二十八件中九件という三三・三％、さらに金額的にも一億七千万ドルのうち四千七百八十万ドルですから、大体四四％、こういうものが融資をされておるわけでありまして。電力あるいは肥料工場、センポー河流域のかがい施設の拡充等、そういう名目でこういう金額が出されておるわけですが、そこへまた日本政府がかなりの大きな額、六百二十億の援助を行なうというふうなことが重なつてくる。その後のインドネシアの状況というものは、これらの債務——いずれも長期の債務ではあるけれども、この債務を十分償還していくだけの国内の開発体制というものが、そして輸出の体制というふうなものが進んでいるのかどうか、こういう点についての確信のほどをひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○稲村(光)政府委員 インドネシアの問題に關しましては、昨年の当委員会に詳細に御議論いたしましたわけでございますが、その後、昨年の四月、私自身、アジア開銀の総会の歸りに寄つてまい

たのでございまして、そのとき——それからすでに一年たつておるわけでございますが、感じといたしましては、昨日、阿部委員からの御指摘もございまして、ジャカルタとその他の地域といふのが必ずしも同じようなあれではないといふこともあるかと存じますが、やはりないいたしました。現地での感じとしては、やはりなかなか問題はございまして、IMFや世銀等の代表その他、現地でいろいろと政府に対する、経済運営に対する指導その他、経済の健全化ということについて非常に一生懸命にやっておるといふ感じを強く持ったわけでございます。これは相対的な問題で、かつて、数年前には、一年に物価が倍になる、あるいは数倍になるというふうなところもあつたかというふうな記憶いたしておりますが、そういうところはすっかりなくなつて、非常に安定してきた。それはジャカルタだけの話では地方に行きますと、まだ貨幣経済というものがなつてないというふうな部分もございまして、いわば物価というもののそのものがないにひといふいうふうな状況もある部分もあると存じますが、いずれにいたしまして、やはりその後の動きを見ておきますと、現政権としては、テクニシヤンと申しますか、こういう者の意見を、政治的な動きというのじゃなくて、そういう人たちがやはり非常に熱心に経済の開発のために努力を傾倒しておるといふ状況が非常につきりいたしておる。その意味でも、われわれとしては、現在の状況はいよいよ堅実に歩みを進めておるといふ印象を強くして歸つてまいりました。

○広瀬(秀)委員 まあ、これは将来のことにかかわる部分を非常に多く含む問題ですから、一応局長のそういう見方を信頼いたしておきますが、このアジア開発銀行の融資の実績は、前々から指摘をされておるところであります。一九七一年末の融資残高を見ますと、五億三千二百万ドルの中で

ただ、具体的にこゝろいう国にいままでのところ契約ベースでの融資が多く行つておるといふ点に關しましては、こゝろいう国はわりにすぐにアジ銀の貸し付け対象となり得るようなプロジェクトの適当なものがあり、またアジ銀としてそゝろいうものを早急にやつていくといふところの段階まで進み得たわけでございますが、その他の国につきましては、アジ銀としまして、いろいろな技術援

益が期待できるという。そういう点についてこれはあまりにも銀行の経営ベースというか、そういうものにこだわっていないだろうか、こういう気がするし、先ほど申し上げた「加盟国の経済において高い優先度をもつプロジェクト」という「経済において」というこの辺のところにも、やはりそういうもののみをというような表現を含めて、経済だけではなしに、社会開発ということを含むし

○広瀬 秀一 委員　そうしますと、中国抜きのアジア、あれだけ大きい国、日本の領土の約三十倍に近い領土を持っている、しかも中華人民共和国として社会主義政權を打ち立てておられる、こういうものが抜かれたままになっておる、しかも、国連の舞台上で台湾政府が議席から追放されたという

存じますけれども、基本的に申しますと、アジア

開銀は別に政治的な機関ではなくございせん。これは全く経済開発ということの機関でございす。したがって、その基本的な考え方からいたしまして、特にその国の政府のイデオロギーでございすとか、あるいは政治形態等によつてその考え方を異にするということではございせん。したがって、いかなる国でもありまして、このアジア開発銀行の協定に基づいての加盟資格を持つておるものが、このアジア開銀の趣旨に賛同して参加するといふ点につきましては、基本的に賛成で、歓迎をしたいといふことではございす。ただ、昨日も外務省のほうから御説明がございまして、分裂国家の問題につきましては、外交上のいろいろな問題があるという点には、これはどうも現実問題としては無視するわけにいかないといふことであらうかと存じます。

○広瀬(秀)委員 同じ質問に対して、外務省としてどう対処しようとしておられるのか、お聞きしたい。

○大和田政府委員 考え方は全くいま国金局長の答弁したのと同じでございます。先ほど先生の御指摘がございましたとおり、確かにアジア開銀が発足するに際してエカフェが大きな役割を果たしておるということも事実でございますが、ただ、でき上がったこの機関自身は、やはり独立の機関で、独立に意思決定をできるという権限、権能を持つておるわけでございす。したがって、先ほど中共の参加あるいは中共の意向というところのお話がございましたけれども、現段階ではまだ何らの意思表示も受けておりません。また、実際に意思表示がございました際には、その意思表示を踏まえて、その段階で検討したいという考え方でございす。

それから、分裂国家の問題につきましても、いま国金局長が答弁なさいましたとおりでございます。以上でございます。

○広瀬(秀)委員 これはやはり外務大臣でも来てもらわなければ、これ以上質問をしても同じことの繰り返しになると思ひますので、やめますが、私もやはり日本自身も主體的な立場をもつてこれらの問題、アジア開銀においてアジア全体の開発を促進しよう、そして経済を発展させ、アジア人の宿命的な貧困といふものから脱却させようといふ非常に大きな構想の中で、このアジア開銀もその一環としてできていると思うのでございす。ところが、そういうアジア開銀の構成国にアジアで最大の領域を持つ中華人民共和国を抜きにしてこのことが成功するといふようには考えられないわけであつて、あるいは南北ベトナムにしても、北ベトナムも当然入るべきだし、これは民族的な統一が達成されることが基本ではあるけれども、その達成がされないまま、こういう問題の中にそういうものも取り込んでいくという努力、あるいは南北朝鮮の場合でも、朝鮮民主主義人民共和国をここに取り入れていくといふような中から、この統一への機運といふようなものも逆に出てくるという面も配慮して、日本がアジアにおける最大の経済大国でもあるわけですから、そういう面での力を持つていくべきでありますから、そういう面を十分ひとつ主體的に、民族の自主性、独立性、というものを表面に押し出しながら、そういう形の正論をこれらの国際機関の舞台において実現するように努力をしていくべきだということを、私は大蔵大臣に要望をいたしておきたいと思ひます。

そこで、こまかい問題ですが、この年次報告の中で「余資運用」というところがありまして、「銀行の交換可能通貨の投資は、昨年末で三億六千三百萬ドル相当に達している。うち二四％は加盟国の政府債または政保債で、七六％は加盟国の銀行またはBISの定期預金または預金証書となつてゐる。こういうことなものであります。余資がこういうふうにしてあるわけですね。加盟国の政府債あるいは政保債を引き受けるというふうなことをやったり、BISの定期預金または預金証書になつてゐる。こういうふうな余資があつて、今度十六億五千萬ドルの増資をするといふのは、一

体この辺の關係はどうなつてゐるのか。いま融資し得る金といふものがどれだけあつて、先ほど申し上げたように、通常融資の残は五億三千万ドル、援権資本で、払い込み資本も、払い込みが四十五年で済んだといふような状況になつてゐる。どうも何か数字が合わないような気がするわけなんですけれども、こういうものが一方にある。そして十六億五千万ドルという増資で、現行の十一億ドルから見れば、二・何倍という新しい資本額にしよ、この辺の数字の關係は一体どうなつておるのか。

○稲村(光)政府委員 ただいまの御指摘の点でございす。まず第一に、アジア開銀といたしましては、健全なる銀行主義と申しす。いわゆるサウンドバンキングといふ趣旨、これは協定にも書いてあるわけでございます。これは協定にも書いてあります。融資の承諾をいたしますにつきましては、裏づけとなる資金の手当てが十分に済んでおるといふものについて融資の承諾をするといふ基本的な原則をとつております。ただ、融資の承諾をいたしまして、それが具体的にその契約に基づきまして金が出されていくというまでは、事業の進捗その他の關係がございまして、若干時間的なズレがございす。したがって、現在この余資としていわば短期に運用いたしておられますものは、そういうもののズレでございす。

他方、なぜ現在の約十一億ドルの援権資本に対して一五〇％増資と申しますか、十六億ドルの増資が要するかと申します。大体十一億ドルという援権資本の中で、約七億ドル程度が実際に融資に使ひ得るものでございまして、それ以外につきましては、加盟国の中の発展途上国につきましては、交換可能通貨でない、つまり自国通貨で払い込んでほしいという規定がございす。そういうところで自国通貨として使へるというものを除きましては、一般的にそういうものを貸し付けの対象として考えるわけにいかないわけでございます。一応約七億ドル

程度が、現行の資本におきます中で融資に充て得る額でございす。それで、御案内のように、ただいまは五億幾らというものが昨年末で承諾済みになつておるわけでございます。したがって、残りは約二億くらいしかありません。二億といふのは大体一年分、最近のペースで申しますと、一年間の融資承諾額がほぼ二億ドル強といふペースになつております。これはこのままですと、大体ことし一ぱいで融資の承諾額の現行の資本におきまして一ぱいになつてしまふといふことで、来年以降の融資承諾につきましては、あらためて増資をお願いせざるを得ないといふのが今回の趣旨でございす。ただいま最初に申しましたように、余資の運用と申しますのは、融資承諾をいたしましてから、具体的にプロジェクトが進んでまいりまして、引き出されていくといふその間はこれは短期ないし中期の運用を銀行としてしては、採算をよくしておるといふことではございす。

○広瀬(秀)委員 わかりました。

そこで、去年の十二月二十日に国際通貨調整が行なわれて、出資額について通貨価値の変更が行なれた。オーストリアシリング・ドル当たり二十六オーストリアシリングから二十四・七五に変えた。スイスフランはドル当たり四・三七二八二、これを四・〇八四一一、こういうふうに切り上げられ、銀行は保有しているそれぞれの通貨の価値の調整を行なつた、こうあるのですが、通貨調整をやつた国は、いわゆる域内加盟国でそのほかにもたくさんあるわけなんですけれども、こういう通貨調整をやる場合に、通貨調整に基づいてこういう措置をとるといふのはどういふ基準でやつたのか。オーストリアとスイスがどういふ条件に該当したのか。このように条件を設けたのか、あつたのか。これはどういふ条件なのか、これは協定でどのようになつておるのですか、その基準をお聞きしておきたい。

○福村(光)政府委員 たいま御指摘の点は、昨年の十二月二十日の通貨調整とは関係はないわけでございます。と申しますのは、オーストリア、それからスイス、これは昨年の五月に単独切り上げと申しますか、切り上げをいたしました。それで、それに基づきましてアジ銀のほうで調整をいたしたわけでございますが、昨年の十二月の通貨調整、これは御承知のとおり、全般にわたってありまして、ドル自体も切り下げになっておるといふことでございまして、これは実は全体としての大きな問題で、単にアジ銀のみならず、世銀等でもどういふふうに取り扱うかという問題が別途にありまして、昨年の十二月の分につきましては、そういう意味で現在まだ調整をいたしておりません。いろいろと検討はいたしておりますけれども、現在まだ研究中の段階でございます。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんから、これでは終わります。

○齋藤委員長 堀雄雄君。

○堀委員 まず最初に、アジア開発銀行の融資先あるいは日本の経済協力の協力先の問題でありますけれども、大蔵省からいただいた資料によりまして、国別融資実績(契約ベース)で一番大きいのは韓国の一億三千二百七十万ドルで、二番目が中華民国の台湾で、これが一億三千九万ドルでありますか、その次がシンガポールですか、こうなっております。

そこで、私、本日に伺っておきたいのは、韓国経済の今後の見通しを一体政府はどういうふうに見ておられるのかということと伺っておきたいのです。台湾のほうは、いろいろな経済指標その他を見ましても、かなり正常な形で経済全体が運営をされておる。それに伴って、あるいは中国政策の關係からか、アメリカはこれまでの対中華民国援助を取りやめて、逆に台湾からは資金を引き上げつつあるというのが、いま台湾に対する現状です。アメリカは台湾に対してはそういう援助を引き上げつつあるが、日本は依然として台湾に対して援助を続けておる、こういうふうになつておりますから、この問題はまたあとでひとつ何うとして、韓国の現在の経済情勢、いまの経済情勢からは、将来に対する見通しは一体どう考えておるかを伺いたします。

○福村(光)政府委員 非常に一般的に申しまして、韓国の経済情勢に關しましては、最近のころは、特に国際収支につきまして短期的な問題として悩んでおるといふ状況ではございますが、基本的には、これはやはり東南アジア地域の中では非常に勤労心も旺盛でございますし、そういう意味で、いわば将来について経済的には有望と申しますか、今後の発展の可能性が十分にある国であるといふふうに存じておりますが、ただいまのところは、国際収支の關係で悩んでおるといふことは事実でございます。

○堀委員 韓南の金利の状態は一体どういうふうになっておるのか、国金局長、承知しておりますか。

○福村(光)政府委員 たいま手元にちよつと資料がございせんが、金利としては国内金利は相当高い。二、三年ぐらゐ前は、たしか預金金利にいたしまして月何％といふか、年にしますと二〇％というふうな金利であつたわけでございますが、それがその後改善をいたしておりますかどうか、ただいまちよつと計数を調べておる答へ申し上げます。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

○堀委員 実は日本銀行の外国経済統計で見ますと、これは一九七〇年まででありますけれども、預金金利の定期預金一年以上が二・八％で、貸し付けの利率が三・三％、割り引き歩合は一九％、こうなっておりますが、最近、韓国を訪れたある証券会社の社長の話を聞いてみますと、現在も、依然として韓国では二〇％から二五％の金利だ、こういう報告を受けておるわけですね。一体、一國の資本主義社会における金利が二〇％をこえる預金金利、二五％をこえる貸し出し金利といふものがすでに一九七〇年、七一年、七二年と続いております。これは、いまここであなただが、国際収支

は問題があるけれども長期的には見込みがある国だ、こゝろ言われたわけですが、これは常識的に考へて、二〇％、二五％の金利というのは、その証券会社の社長のいわくでありますけれども、自分の手持ち資金が十分でない限り企業としては借り入れ金をするということはほとんど不可能に近い。日本のような大量の借り入れ金にそつて運営をするということには全然ならないわけであつて、おまけにその人の話によれば、この表の金利だけでは実は金は借りられない、さらにある程度コミッションを使うことがこれはもう慣行として認められておる、だから、この表面金利よりもさらに五、六％高い金利になるということになつておる、そこで、そういう金利があるためにどういふ現象が起きておるかといへば、導入預金がかなり行なわれておる、その導入預金に対しては三〇％以上の金利が払われておる、こういう実情だといふのです。

私はやはりその國の経済の情勢が安定しておるかどうかの問題は、そういう金利水準の問題が正常でないところにその國の経済の安定はあり得ないと思へるし、国際収支に悩んでおるといふても日本はいまだいへんな経済援助をしておりますけれども、一体、それらの経済援助が実りあるものならば、一九七〇年から今日までの間に改善をされていくべきなのではないのか。この金利の状態というのはいくつ五年から始まつておるわけですね。一九六五年に一年以上の定期預金というのはいくつ六％になつておるわけですね。それがやや少し改善されたといふことになつておるけれども、一九六五年から一九七二年まで七年間たつて依然として貸し出し金利が二五％、一九七〇年で二三％になつておるのです、聞いた話では大体貸し出しは二五％以上でなければ借りられない、こういうことであります。

一体、そういう一國の資本主義経済の中における姿を、いまあなたは非常に樂觀的に、韓国は将来性がある、こういう話ですが、これは大蔵大臣、どうですか。いろいろな政治的な問題は別として、客観的に経済問題として見た韓国の今後の見通しですね。これは大蔵大臣は一体どう考えますか。

○水田國務大臣 私どもは韓国と一年に一回ずつ定期の閣僚會議を開いておまして、そこで韓国の経済援助の問題をいままでも取り扱つておりますが、金利の問題は確かにさうなつておりますが、御承知のように、韓国はいまのところ国民は非常に勤勞意欲が旺盛でございますし、そうして経済は非常に成長している。過去における日本の援助も全部実になつて、韓国の工業発展というものは順調に伸びてきておるところでございますので、したがつて、非常に勤勞意欲と工業が伸びているといふことによつて、資本不足状態は極度にあらわれてきておることも事実でございますので、したがつて、常にそれを訴へられて、私どもは毎年韓国への経済援助の額、内容そのほかについての協議をしてきておるところでございますが、とにかくいままでの援助が實際においてこれが生きた金として使われて、韓国の産業成長に役立っておりますといふことは事実でございますので、その点については、他の各國ともいろいろいま工業化の何年計画といふものをやつておられますが、韓国の計画は最近順調に進んでおることは事実でございますので、その点もはこれに對して大きい危惧の念はいまのところ持っておりません。

りにするならば、これは実はいへんことになるわけですからね。ですから、私はやはりその国の金利水準というものが少なくとも正常な形でなければ、私は経済の発展というものが、いまおっしゃる通りに、勤労意欲だけがあつたてどうにもならぬのじゃないですか。

台湾はその点は私は非常に改善されてきておると思ひます。やはり台湾の場合でも最初は一九五六年ですか、こちらあたりでは貸し出し金利は二〇〇程度であつたものが、この資料では、一般銀行の貸し出し金利は、一九六七年のところまでしかありませんが、それでも一四〇まで下がってきておるわけですね。ですから、台湾の場合には、確かにいろいろな点で経済の諸問題というのはバランスがとれておる、こう思ひます。GNPその他における一人当たり国民所得等見ましてもかなり安定をしておる。

ですが、韓国の場合だけは、これは経済的に見て、一体どうしてそんなに高い金利が、それも長期にわたつて続いているのか、それほど資本がないのか、わからず経済成長がどんどん起きているのは、一体何によつて経済成長がどうして起こつてくるのか、そこらロジックが少し合わないじゃないですか。私はどうもこれらの資料には、またよその国の資料をけなすように申しわけないけれども、ドレッシングがあるのじゃないか。ドレッシングがなければ、このような金利状態というふうな形は成長になるといふのは考えられないのじゃないですかね。猛烈な金融引き締めをやつても、日本の場合は二五〇なんというところは絶対ないわけですね。だから、ある程度金利の水準が安定して低いから成長があるのか、二五〇の金利で一〇〇をこえて成長があるのか、少くとも近代経済学のいろいろなロジックから見ても、理論的に納得できないのですが、理論的に私が納得できるように一べん説明してください。

○稲村光政府委員 御指摘のように、韓国におきましては、いわゆる預金金利、市中貸し出し金

利が非常に高いということは事実でございます。それにつきまして、実際問題として一体バックグラウンドが、韓国の金融制度その他どうなつておるのか、必ずしも詳細に承知いたしておりませんが、この点はあるいは見当違いのことを申し上げることになるかと存じますが、われわれの感じといたしましては、先ほども申し上げましたように、東南アジア地域のほかの国と比較をいたしますと、これも非常に一般的な感じとして申し上げますと、たゞいま大臣が御答弁申し上げましたように、成長マインドと申しますか、経済を自発的に大いに成長させていきたいという点の意欲につきましては、どうもほかの国と違つて韓国は非常に強い。それだけにやはりどうしても投資なりその他の資金需要が多くて、そこで一般的に金利が非常に高くなつておる、資金が、資本の蓄積が少なうのでその点で高くなつておる、こういうことであらうかと存じます。これは他方、たとえば名前をあげるといけません、ほかの国について申しますと、そういうような意欲もあまりないのですね、むしろその意欲を出させるところが一番問題である。その点では韓国は一歩進んでおるというふうに考えられるのではないかと存じます。

それから、金利につきましては、おそらく国際機関の融資あるいはバイラテラルの融資でいろいろと援助をいたしておりますが、同時に韓国としても、政策金融と申しますか、政府の關係の金融機関等によつて低利の重点的な投資をやつておるという構造で全体としての成長をはかつていく。民間の市中の金利につきましては、いま御指摘のように非常に高い。これは投資意欲と申しますか、経済成長の意欲が非常に強いというところ、一つの原因ではないかというふうに思ひます。

○堀委員 まあ、勤労意欲があることはいふことでよい。しかし、私が言つてゐるのは——韓国の問題は少しましきょうよ、理論的に一べん——いま私が言つたのは、これはちよつと数字が低かつたのですが、よく見ると、さつき申し上げた二三多

というのは韓国銀行の貸し付け利率ですね、市中金融機関の貸し付け利率は当座貸し越しで二六％ですね、商業手形割引で二四％ですから、非常に高いのですが、資本主義国で金利が非常に高いということは、本来的にはデフレ要因として働くのじゃないですか。それがデフレ要因として働いていくべきであるにもかかわらず、韓国では猛烈にインフレが起きています。現実にはインフレが起きていて成長しておる。これはロジックが合わないのじゃないですか。資本主義国における経済パターンのから見ても、あなたはロジックが合うと思ひますか。二五〇のような高い貸し出し金利と物価は非常に——当然そういうことは物価上昇の見合の關係で、この問題はあつておるのです。高い物価上昇があつて、その中でなおかつ成長できるといふのは、一体どういふメカニズムになつてゐるか、勤労意欲だけで経済というものは動かないのですから、経済的な表現で答弁してくれませんか。わからないならわからないでいいですよ。

○稲村(光)政府委員 先ほど申しましたように、具体的に韓国の国内経済の全体につきまして詳細に勉強しておりますので、率直に申し上げてよくわかりませんので、想像で申し上げておるわけでございます。

○堀委員 大蔵大臣、大蔵省で韓国の経済がわかる局というものは、ほかにあるのですか。国際金融局がやはり一番外国経済を分析しておるところじゃないでしょうか。大蔵大臣、大蔵省としてどうですか。韓国経済について、あるいは台湾の経済について、日本は経済援助をするわけですからね。経済援助をする相手方の具体的なところ、経済的な仕組みもわからずには日本は経済援助をしておるのですか。ちよつとそれは少し無責任じゃないでしょうか。大蔵大臣、どうでしょう。

それぞの国の事情がございしますので、これはわれわれとしては極力いろいろな資料をそろえて勉強いたしておりますけれども、具体的な問題になりますと、これは一々そういう国について詳細にいわば社会制度その他の基本的なところまで深く立ち入つた調査というのがなかなかできないというのが現状でございますが、ただ、韓国に対して経済援助をいたすにつきましては、在外公館の資料等をもとにし、また韓国のいろいろな資料をもとにして、その援助の施行につきましては、むろん遺憾のないように経済の分析をいたしておるわけでございます。

○堀委員 ちよつと私のほうから言いますと、一九七〇年の韓国の卸売り物価指数ですけれども、一月に一九・七であつたものが十二月に二五・六になつています。たいへんな卸売り物価の上昇ですね。消費者物価のほうは一、九六五年で、たいへん資料が古いけれども、それでも一年に、前年、一九六四年に一八・〇であつたものが一九六五年には二〇・四になる。資本主義国の中ではたいへん実は物価上昇があるわけですね。これは私こまかく資料がなくとも、常識的に韓国の物価上昇というものがどういふものであるかは、これまで承知しておるわけでありすけれども、たいへんな物価上昇があつて金利が非常に高くてというところは、私は、いまのあなたの言われるような成長との關係ではロジカルでない、こう思うのです。

この問題だけでは時間がたちますからいいですが、もう少し今後、これらの経済援助その他をやる場合には、その国がほんとうに立ち行くためには、ほんとうには何をしなければならぬかというところを、ただ金だけ与えて援助をしておつたらそれでいいんだということには私はならないんじゃないかと思ひます。この問題は、そうなんじゃないかと思ひます。時間がありまけんからきょうは触れませんが、韓国の国庫収支の問題等見ましても、やはりこの中にはいろいろと問題があ

る。その問題はきわめて政治的な問題になるから、きょうはここでは触れさせんけれども、どうかひとつ今後これらの、特にアジア開銀というのは、日本も非常に大きなウェイトをもって協力をしておるわけですね。アメリカと日本がアジア開銀における出資なりその他における一番大きな一翼をになつておるわけでありますから、それから見ましても、私はそのアジア開銀が一番大きな融資をしておる韓国の問題は、ただ韓国がこう言つたからこうするといふ話ではなくて、もう少しそういうロジカルな説明ができるようなことについて、その上で日本としては、協力をすることについてはこういうことが行なわれるべきではないのかという意見を述べることが、やはり経済に對する基本的な問題ではないか、こう思うのですけれども、大蔵大臣、いかがでございますでしょうか。

○水田國務大臣 発展途上国でなければですが、非常にいま経済発展をしている国でありますので、私は韓国の実情は、欲しいものは金だけではないで、金と物が非常に欲しいというのがやはり韓国の実情であると思ひます。したがって、二国間のこの援助においても、この点を私どもは考えておりますが、同時に、アジア開銀という国際機関においても、またそういう面から要請される問題が非常に多いだらうと思ひますので、これは内容によって考えていかなければならぬ問題だらうと思ひます。私どもは、昨年の会議では、韓国の意欲は非常に強かつたのですが、あの計画を全部実行しようという場合に韓国のインフレを非常におそれるという忠告もしまして、その点を中心にずいぶん韓国の意見を聞いたりして、向こうの要望についても、私どもは、要望どおりでなくて、そういう見地から相当いろいろな協力をいたしましたが、いずれにしても韓国はいま発展の速度が非常に強い国でございますだけに、物と金との両面の援助を、アジアの国で一番必要としておる国であるように思ひます。

○堀委員 援助は必要でしょう。それだけ資金も足らないんでしょし、物も足らないということはいふまでもなく、しかし、いまのような高い金利や高い物価上昇が長年にわたつて行なわれていることはそのまゝにして、結局、ただ向こうが援助をしてくれ、援助するといふことで、それでいいんでしょかね。やはり私は物価が、そんなに先進国のようにいかにしても、もう少し正常化し、あわせて金利その他も正常化するようなアドバイスをして、その上でわれわれの協力が有効に韓国の国民に働くというならこれは別ですけれども、どうも現状のまゝでは、私は率直に言つて、納得できないんです。だから、この点は一ぺん機会を見て、もう少しそこらでわれわれが十分に納得できるように、大蔵省はひとつ勉強して、韓国経済について一回報告を聞きたいと思ひます。いまあなたの答弁だけでは納得できません。どう考えても納得できないから、私は私なりに勉強してみなければ、ひとつ大蔵省も十分勉強して、われわれが、なるほど、そういうことがこれの原因か、そうならば、一体どうすればこれが改善できるのか、それらの報告を含めて――よその国のことだといへばあれですけども、非常に近い国で、日本があらゆる意味で経済協力をしていかなければならぬ立場にある。アメリカは台湾だけじゃなくて、韓国に對する援助も逐次減らそうとしておることはもう明らかでありますから、そういう点から見ても、韓国経済の今後の問題について、ひとつ十分検討しておいていただきたいということを要望しておきます。

○水田國務大臣 厳格に言えば、おっしゃられるとおり六項目でございますが、この六項目を実施するためには法令の改廃を必要とする事項がございますので、そういうものについては立法の措置を講ずるということをお願いしたいと思ひます。たゞえば外貨の活用につきましても、これは韓銀の融資範囲を広げるとかいうような、いろいろなことについて必要な立法措置をいま検討しておるところでございますが、今日一ぱいくらしてこの検討を終わりたいという予定でございますが、実際問題としてはなかなかむずかしい問題が出てまいりましたので、まだいまのところ最後の詰めができていない状態でございますので、もう一日くらいかかるのではないかと思つております。

○堀委員 詰めはいいのですけれども、新聞報道では、いまちょっと私触れしましたが、中身の六項目を一応項目としてはきめておいて、中身の六項目は、これについては何か新聞の報道では、昨日閣議で了承された、こういうふうになつておるのですが、一体詰まつていない話を閣議で承したわけなんです。そこらどういふことなんですか。

○水田國務大臣 いま私が言ひましたのは、立法措置の中の小さい問題について申したのでございす。全体として、たとえば輸出について通産大臣が勧告をすることができるとか、いろいろの権限の規定もございすし、いま申しましたような外貨の活用を中心にした韓銀の問題がございすし、現行法の改正幾つかにわたる問題で、これはばらばらにそれぞれの現行法の改正案を出すか、そうじゃなくて、これは一つの海外経済関係の調整特別の緊急措置といふものである限り、一本の法律として御審議願ひうがよいじゃないかというふうなことは、いままでも検討事項でございすしたが、きのう政府としてはこれを一本で取り扱うというところで、その大體の中身の項目といふものは決定されましたが、これを法文にする過程において、いまだ最後の詰めができていないといふことでございす。

○堀委員 ちょっといまのお話で、問題は二つあります。大蔵省の所管に關するものと、通産省の所管に關するものと、これを見ると二つある。それを一つの法律にして出して、一体この委員会で審査するのですか。本来これは、国会は常任委員会制度ですから、沖繩対策特別委員会というふうなものがある別ですが、そういう特別委員会がないときに、通産と大蔵と両方にまたがる立法措置を一本にして、どっちの委員会でもやるのですか。これはわれわれのほうから見たら、政府はいへん超越な措置をしておるような気がするのです。少なくとも当該委員会に關係するものだけは二つに分けて、大蔵委員会所管だけを一本にするのはいいでしょう、あるいは通産関係だけを一本にすることもいい。通産と大蔵の關係を一本にしておいて、一体どこで審査するのですか。政府はどういう考えでそういう考えをまとめたのか、ちょっとそこを伺いたいです。

○水田國務大臣 この問題はまた政府側としてはきめておりませんので、この立法がされましたら、これをどの委員会でもという形で御審議願ひかというところは、これは国会に政府がこれから御相談しなければならぬ問題だと思つております。まだその点はきめておりません。

○堀委員 それはおかしいじゃないですか。ちゃんと一本にしておいて、それで国会へばんと持つてきて、要するに、通産と大蔵とに分かれておるものをどこの委員会でもやるか。国会でかつてにやつてくださったという話は、政府はちょっと超越じゃないですか、おかしくないですか。ある一つの委員会に所屬する法案を、その委員会が何本かを一つにセットするといふのは、われわれ望ましくないけれども、最近ちょいちょい行なわれておりますから、それはある程度急ぐときはやむを得ないと思ひけれども、こんなに歴然と区別のあるものを、韓銀法の改正あるいは外為特会の改正等大蔵省プロパーのものがある、片方は輸出入取引法なりその他の關係のものがある、はつきりと大

蔵と通産に分かれておるものを一本にして出してきたら、率直に言つて、私どもは審議を断わりますよ。そんなものが出てきたら、大蔵委員会は一切審議を断る、われわれの考えとしては。あなた方が一方的にやられるのだったら、それは話は別だけれども、そんなきわめて重要な案件を、あなた方がただ安易に政府のやり方の処置だけで、国会を無視してやってくるというのなら、出して下さい。それは私のほうも断るし、商工委員会もわがほうはお断りです。どこか別のところでやつたらいいでしょう。あなたがそれだけの腹がまえを持つてお出しになるのなら、どうぞお出し下さい。この国会では通しません、われわれはそういう問題です。

○水田国務大臣 政府はそういう法案を準備しますが、その法案をどこで審議してもらうかということは、当然国会に考えてもらうべき問題でございます。ですから、各国会対策に御相談を願うことになると思ひますが、その場合、国会として、これはたとえば大蔵委員会で扱うことにするとか、あるいはこれは通産委員会で扱うとか、あるいは必要によつては合同審議をするとか、あるいは最初から一つの委員会をつくるか、これはもう私はやり方については国会に御相談してそこはきめていただくというつもりでございます。最初からこの問題は十分慎重に考えて、一本にするというときには、この扱い方も非常にむずかしいということも重々考えておりますが、しかし、これはやはりばらばらに御審議願う問題じゃなくて、一本として御審議願うのがいいというふうに考えて、政府はいま法案を準備しておるのでございますが、同時に、この審議のしかたについては、これは国会に十分御相談してきめていただくというふうに考えております。

○堀委員 わかりました。いまの話で、政府は私どもがそういう意見を述べてもなおかつ一本でやるのだというところから、私は本日直ちに党内手続きを経て、そういうものが出されても、私ども社会党は審議をやりませんし、これは

公明党、民社党にも御相談をして、当該常任委員会が二つはつきりある、当該常任委員会がはつきり二つあつて、それを二つに分割することは私は当然だと思ひます。それを二つの委員会が一緒でなければ審議できないようなものを出してきて、どつちでやるのかというときに、これは問題が起るのには当然だというふうに皆さん考えていただくべきだし、沖繩のように特別委員会をつくるのなら別ですが、こんなものでわれわれは特別委員会をつくるということなど賛成するわけにいきませんから、本来当該委員会に案件をかけるというこでなければこの審議が行なわれないように、私はそれなりに国会対策を通じ、議運を通じて、本日からモーションを起こしますが、皆さんのほうで、まだ法案を提出しておられないのですから、それについて取り扱ひを配慮されるならば、少なくとも私は常識的に、大蔵委員会関係案件は一括でよろしいけれども、各当該委員会に分離して二つの法律を出されるということでは、この問題は、たとえ幾ら会期を延長されても、私どもはもとより審議に應ずる意思はありますが、私どもは、そのことだけ強く申し上げて、ちよつと中身を伺いたいと思ひます。

○水田国務大臣 それはまだこれから国会対策のほうで御相談を願う問題だと思ひますが、これが国会の意見で分離されたほうがいいということでしたら、また分離するということも考え得るでしょうし、政府は別にこれにこだわつておるわけではございません。同時に、いままで沖繩の委員会にしましても、各省の管轄にまたがったり、各委員会にまたがることを全然一緒にやつてはならぬという先例もございませんし、これは国会の相談によつて一本にして、特別委員会でもなくとも、どこかの所管委員会をきめて、そして随時に必要な合議をするという形でやるということも考えられますし、これはどうにでも、国会側においても政府側においても、どれが一番いいかということ

で対処すべき問題だと私は考えます。

○堀委員 沖繩の特別委員会がああいうことで行なわれたので、私、いまの話とはちよつと次元が違ふと思ひます。ですから、私はそれはきかぬかもしれませんが、いま前段のほうで、国会側の意見も参酌してきめるということでありまので、けつこうであります。政府は政府のほうで国会の意向を無視してかかつて出されるというのでは、この問題はスムーズにいかないということは十分認識していただきたいと思います。

そこで、国際金融局長に伺いますが、いま日本の外為銀行が開銀から借り入れてる資金というのはどのくらいありますか。

○稲村光政府委員 お尋ねの外為銀行が開銀から借りておりますもの、これは直接の借り入れ、ユーロ等を含めまして、それからもう一つ海外の支店等がやつておりますものを含めまして、いま広い意味で申しますと、おそらく七、八十億ドルに当たるかと思ひます。短期のものでございまして、金

○堀委員 今度この新・円対策七項目の中で、金利の引き下げという問題が出てまいりましたね。そこで、この理由づけのもとに今回公定歩合も下げる、預金金利その他全部金利を下げるという話が出てきておるようでありまますが、この前、四月二十六日ですけれども一カ月たつていないの

ですが、当委員会に日本銀行の河野副総裁に来ていただいた金利問題の論議をいたしました。そのときに、私も当面金利の引き下げというものが日本経済にとつてそんなに大きな意味があると思つていないということについては、当時の河野副総裁も、自分もそう考へておる、当面金利の引き下げは必要がないだろう、こういうふうな答弁が実はあつたわけですね。

そこで、今度国内金利の引き下げなりいろんなことをやると、いまこの各種のユーロを含めた開銀が取り入れておる七十億ドルから八十億ドルで、そこからぐらひのドルが外へ還流するということ自信はあるのでしょうか。そこが私は、もしこの金利問題をやるのなら、それが還流をして——いま還流をすれば当然外貨準備は減るわけではし

う。ですから、百六十億ドルというのが、もし還流するのなら、七十億ドル還流すれば一ぺんに百億ドルを割るわけですね。これはあとで見ればすぐわかるです。この金利が下がつてすぐ動かなかつたら、もうあとは動きません。下げたときに動くというのが私は原則だと思ひますからね。だから、これは私は大蔵省に非常に大きな責任が生ずる問題だと思つておるのです。もしこれが還流をしないときには、要するに、国民の犠牲において企業にだけ奉仕をしたことになって、現状では、金利を下けたところで、企業が現在借り入れでおる膨大な借り入れ金の金利が軽減されることによつて、これまで減益であつたところが増益に転換する、まさに国民の犠牲で企業の救済をするだけに終わるのではないのか。きわめて重大な問題だと思ひます。

どうも私はこの経過を見ておりますと、OEC Dに木村さんがみやげを持っていく必要があつたのかどうか知りませんが、そういう関連において今回の金利引き下げが行なわれておるよう

に感じておるわけでありまが、この点についての見通しをちよつと聞いておきたいと思ひます。

○稲村(光)政府委員 お尋ねの国内金利と国際金利の関係でございます。その他いわゆる六項目と申しますか、今回この六項目にございまして財政金融政策の機動的展開として行なわれております中の一般的な意味の金利引き下げの趣旨というものがつきましては、別途、別の担当局長のほうからお話があるのが筋であらうと存じますが、いまの対外的というところについて申し上げますと、今回の国内金利が下がつた場合に一ぺんに還流するかどうかという点に關しましては、御承知のとおり、短期の金利というのいろいろな場で響いてまいりますが、これは単に内外の金利差ということだけではなくて、いわゆる通貨に關するコンフィデンス、ドルに關するコンフィデンス等の問題に關連をいたしてまいりますから、しかももう一つは、ただいま金利差のいかににかかわらず入らないようにということ、いろいろな円転規制

その他でコントロールをいたしておきますから、そういうものの関連等もござります。したがって、いわば実際の数字というよりも、そのプレッシャーと申しますか、流入のプレッシャーあるいは流出に対する阻害要因というものの一つとして、金利の関係というのを考えるべきであらうと存ずるわけでございまして、その意味で、国内金利と国際金利の差が要するにふさわしく申しますか、そういう点になりますと、流入のプレッシャーを減らし流出のほうのプレッシャーを増すというところでございまして、これは先ほど申しましたような、他方ドルに対するコンフィデンスの問題その他との関連がござりますので、ただ単に金利差だけで急激に動くかどうか。

ことにもう一つは、いまは短期のことで申し上げておるわけでございしますが、一つは長期の問題というのがあるわけでございまして、たとえば東京市場で長期の債券発行を極力してもらいたい、国際収支の観点からすると、私どものほうはそう考えるわけでございしますが、ところが、長期の債券についての金利が高い。なかなか、東京市場を利用したいという、そういう意味のインセンティブが減殺されるという問題もございします。で、こういう意味では、短期、長期両方に關しまして、一般的な意味では、全体として金利が下がるというところは、国際収支の観点からいたしますと非常にプラスの面が多いというところはもう明白でございします。

○堀委員 いずれもトレースのできる問題なんです。短期のものが一体これをやつてだけ出ていくか、あるいは東京市場において円建て債がどれだけやれるようになるのかは、経過を見ればわかることですからあれですが、私は国民が受ける被害に比べて、実はこの問題は現実の問題として非常にウエイトが小さいのではないかと。もしほんとにウエイトをふやそうというのなら、それこそ田中通産大臣じゃないですけども、常識で考えられないような大幅な金利の引き下げをやれば、これはまたいぶん条件が違ってくるかもし

れません。ですから、私は少なくとも、いま報道で伝えられてあるような〇・五%程度のものではあつて、いまの諸情勢から見ても、そんなに変化はないじゃないか。その変化のない理由は、いみじくもあなたが答へられておる通りに、ドルのコンフィデンスの問題、裏返して言えば、円の通貨というものがもう一ぺん切り上がるだろうという、その背景の問題に非常に関係があるのじゃないかと思つています。だから私は、いまの新・円対策というの、どうもこの前の円対策というかドル対策というか、八項目ときわめて共通的な項目のような感じがしてしかたがない。これから皆さんが法律を出しておいでになれば、それは分割されれば私どもは議論に應ずるつもりだけれども、そのときに当然議論をしますけれども、一体どちらが先でどちらがあとかという問題は、実は非常にここで問題になつてきていると思ひます。だから私は、やはり一番肝心なところは、何といつても日本の国内の景気がもう少し浮揚するということのほうから先ではないか。浮揚させるために、一体それではいまの状態を金利を引き下げたら民間設備投資が出るなどというところは、これはほとんどみな考へてないと思うのです。主力の産業の需給ギャップというものが非常に大きいことは、これはもう周知の事実ですからね。

大蔵大臣 これらを考へてみて、今度の金利の引き下げというのは、一体ほんとうの真意はどこにあるのか。これは産業界は金利を安くしてくれたい。あるいは金利を安くして、減益になつていくところから、金利を引き下げれば増益になるわけですから、それだけ自己資本に対する借り入れが大きいところでは、たいへんけつこうなことだと思ひます。要するに、それだけ国民の預貯金の中から振りかへられて企業側に利益が流されることになるのだから、そういう産業界奉仕のためにやるのなら、それはそれでいいと思ひます。それが自由民主党の政策だというならこれはしかたがないと思ひますから、それはそれでけつこうだと思ひますけれども、国民的な立場から考へてみ

ると、私は、今回の金利の問題というのが、国際金融の面で役立たない、要するに、あなた方は当初これを円対策として考へていられたけれども、円対策に役立たなかつたとしたならば、これは国民に対する重大な被害を与えることになる、私はこう思ふのです。大蔵大臣、その点いかがですか。

○水田国務大臣 金利水準を下げることは、日本にとつて対外、対内均衡の確保という両面において必要な当面の政策になつてきていることは、これは事実でございします。したがつて、いま言われるように、単に企業に奉仕するというだけの政策ではないというふうに私どもは思つております。

御承知のように、国民生活に關係のあるいろいろな社会資本の充実策ということに関連しまして、ずいぶんいろいろな特利、政策金融というやうなものやつて、複雑多岐になつておりますが、こういうものも結局は日本の金利水準が高いためにいろいろくふうしている一つの苦悩のあらわれであります。そういう点から考へまして、この際日本の金利水準を下げるということ、いままで金の流れが収益の少ない福祉的な事業へ回らなかつたというこの流れを変えることもなりましますし、それによつて社会コストの低下、物価へも響きますし、特に公企業の状態から見ましても料金の問題にも響く問題でございします。回り回つて国民に対する利益というものは相当大きい問題であつて、決してこれが単なる企業への奉仕というやうな性質のものでは私はこの金利問題はないというふうに考へています。したがつて、今回の措置は、もう対内、対外面面に対して非常に有効な措置であつて、むしろいままでこれをすることがおそかつたというふうにも考へられる性質のものだと思つています。

○堀委員 ちょっと銀行局長にお伺いしますが、いま個人が保有しておる預貯金で、金融資産の中の預貯金というのは、どのくらいでしようか。ざつと、ラウンドナンバーでけつこうです。

○近藤政府委員 個人と法人の限界点の数字がちょっとむずかしいものでございしますから、ちょっといま、洗い直しましてお答え申し上げます。○堀委員 では先に、ちょっと時間がありますからにはしよつてあれしますが、最近、御承知のように、株価が非常に高くなつておる。そして、無配の株までどんどん値段が上がつてくるというところ、証券局ではいろいろと指導を強化しておられるようですが、この問題の一つの根源をひとつ大蔵大臣に申し上げて、きょうはつきり答へてもらいたい問題が一つあるのです。

これは、大蔵大臣がこの前当委員会であつたのか、参議院であつたのかよくわかりませんが、デノミを実施するのはいまのことだ、時期はつきり言つておいでになりませんが、そういう発言があつたと思ひます。いまや国民の中ではデノミは近いうちに行なわれることが必至だという情勢になつていて、その場合にとつていふ現象が起きておるかといふと、デノミ・インフレーションといふこと自身には問題がないのですが、かつてわれわれは新円切りかえというところで一つの通貨処置の問題を経験しているわけですから、この間、沖縄でドル・円交換によつて、要するに、ドルをチェックするという問題が一回行なわれておるわけです。その場合に非常に問題になるのは、膨大な金額になつておる裏預金だと思ひます。最近、何か多摩ニュータウンなんかでも土地売買に關して面積との關係でいろいろからくりが行なわれておるやうですが、要するに、表に出ていない資金というのは、あつてこれは裏預金になつておるわけですね。ところが、この裏預金は、もしデノミが行なわれる時点で全部洗われるという心配を、実はこれらの裏預金を持つておる預金者がいたしております。そこで、これらの諸君は、まずこの時期を越えるためには何が一番いいのか、これは株式投資をすることによつて、これは無記名で処理もできるわけですから、そこで株式投資にこの裏預金がいま非常に移動しておる。このことが私はこの前の国税庁の調査による架空名義預金の現象に

多分に関係があるだろう、こう見ておるわけですが、そこで、そうならば、そのために、いま無配であつても、含み資産のあるものならこれはけっこう処置ができる、デノミになつてもそれだけの効果は十分に出てくる、あるいはデノミ関連株についてはそれはいけるではないかと、こういうことが非常にモメントとなつて、実はいま株式市場が、言ひなれば、われわれから見ると、やや過熱きみになつてゐるという問題が一つあります。それからもう一つは、やはり政府がいつまでいこうとする低金利政策ですね。強い低金利政策は当然株価の上昇をもたらすことになる、こういうことになつてくるわけです。

そこで私は、低金利政策のほうはこれはしかたがないにしても、デノミネーションが近くあるのだという錯覚をいま国民に与えることによつて、そういうものの影響によるところの株の異常な高騰、特にデノミネーションをやれば万国博程度の紙の需要になるだろうから、そうすると紙の会社は買ひだとか、デノミ関連というところで株価の問題というものは動いておるといふ現状があるのです。

大蔵大臣、いま日本経済が非常に複雑な情勢にまでありまして、国民経済研究所によれば、来年の春には五割以内の単独切り上げが起るであろうなといふような予測も出るほどで、日本経済の武山さんがアメリカから帰つてきて書かれておるのには、アメリカではいろいろな日本の関係者に聞いてみると、個人的には再切り上げはやむを得ないだろうといふようなことを言う人がほとんどだといふような報道がなされておるような状態でありまして、日本経済はそういう意味では非常に不安定な状態にあります。ある意味では不安定な状態にあるところデノミをやるといふことは、私は適切だとは思いません。私も大体はデノミをやるほうがいいだろうといふ考えですけれども、これは適切な時期にやらなければたいへん問題が起るし、そのことがいまの株価のそういうような異常高に拍車をかけておるとするならば、これはやはり大蔵大臣、この際、日本経済が安定するまで、少なくとも四、五年はこういうものをやる気はないのだといふことを明確にしたい。ただ、このことが、私はこれらの一種の思惑を封じる非常に筋の通つたことになるのじゃないか、こう思うのですが、この問題について大蔵大臣、いかがでしょうか。

○水田国務大臣 実は私の家内が円タクに乗りましたら、運転手が、いまの大蔵大臣には困つた。なぜ困つたかと言ひましたら、デノミをやつたら隠し金がいふ外へ出てしまふ、せつかく女房にわからぬように働いてためておるのに、これがみんなわからぬようなデノミをやられたのではかわないと言ひ。これは実際にあつた話でございすが、おつしやられるように、新円切りかえという経験がございまして、どうしてもこれが頭にあつてデノミと結びつけやすいと思ひます。したがつて、デノミをやる場合には、国民に対して相当啓蒙、宣伝、説明が行き届いていなければ混乱するといふふうに私は私どもは考へまして、いままぐやることではない、やるなら時間を相當置かなければならぬ問題だといふふうに考へておりました。先般、御承知のように、この問題については政府は、いままぐやろうと考へていないといふことを再三言つておられますので、私は、もうデノミをすぐ政府はやるだろうといふて、そのための思惑がたくさん出てゐるといふふうにはいま考へていません。それでなくて、デノミとは無関係に、別の理由でいま言つたような無配の株式を買ひとかいふようなことが行なわれておりましたも、私は、その国民層がデノミと関係したいろいろな動きをしてゐるといふふうには考へません。もうこの点については委員会を通じて国会で、政府がデノミをすぐやることではないといふことは、私はもうかなりわかつてゐることではないかといふふうには思つております。

○堀委員 あなたは新聞の証券欄を見たことがありますが、証券欄には、きのうも、きょうでもそういうですが、デノミ関連株といふふうになつてゐる。ば、これはやはり大蔵大臣、この際、日本経済が安定するまで、少なくとも四、五年はこういうものをやる気はないのだといふことを明確にしたい。ただ、このことが、私はこれらの一種の思惑を封じる非常に筋の通つたことになるのじゃないか、こう思うのですが、この問題について大蔵大臣、いかがでしょうか。

○水田国務大臣 もしデノミを政府がやるべきであつたら、たとへばきよきめたとしますと、昭和五十年なら五十年の何月何日に実施するといふようなことで、相当の前広の準備期間を置いて、そしてその間に国民が少しも混乱しないようないろいろな説明もしますし、宣伝もするといふふうに、政府はやるべきであつたら、それから相當の時間を置いて国民に説明していけば間に合ふ問題でありまして、これはコインを準備するだけでも何年かかるのですから、突然やる問題ではございしませんし、何もやるべきでない問題でございまして、やってもちつともおそくない問題でございまして、国民のほうからそこまであつて必要なんかないと私は思つておられます。

○堀委員 わかりました。要するに、昭和五十年といへば、いまから約三年ぐらひかかるわけですから、ある一つの考へを表明しても、三年は實際に行なわれるまではかかるし、その表明をまだしないのだといふことですね。そこではつきりすれば、私は国民の考へ方はちよつと変わらぬと思ひます。要するに、発表されて三年先だ。その発表もまだ一年先か二年先かわからないといふことになれば、こゝ一年や二年のうちにやることはな

いといふこととさへ国民が理解をすれば、ただ何となかやらないと言つたつて、政府は当てにならぬと思つておられますから、抜き打ちにやるのではないか、そう思つておられますから。しかし、

いふこととさへ国民が理解をすれば、ただ何となかやらないと言つたつて、政府は当てにならぬと思つておられますから、抜き打ちにやるのではないか、そう思つておられますから。しかし、

抜き打ちにやつても、それから三年先でなければ實際に行なわれないのだといふことがつきりすれば、私はこの問題に対する国民の理解といふのはかなり変わつてくると思ひます。

○堀委員 どうも何か、まあいいでしょう。銀行局長、さつきのあれ、ちよつと答えてください。

○近藤政府委員 全国銀行の十二月末の数字で申しますと、全体が四十一兆三千億に對しまして、個人預金が十五兆四千億、それから時点がちよつと違ひまして恐縮でございすが、相互銀行、信用金庫まで含めまして、四十六年三月末で合計いたしますと、全体が五十四兆三千億、それに対して個人預金が二十四兆二千億といふことに相なつております。

○堀委員 そうすると、個人預金だけを、多少時限が違ひますが、足してみますと三十九

兆ということになりますか。それは両方入れた合計で二十四兆ですか。

○近藤政府委員 そのとおりでございます。

○堀委員 郵便貯金というのはほとんど個人の預金ですから、これがたしか九兆ぐらいありますね。どうでしょう。

○近藤政府委員 九兆七千億ぐらいあるかと思ひます。

○堀委員 そうすると、いま三十三兆の預金、貯金がありますね。三十三兆が全部〇・五%の引き下げになるかどうかはわかりませんが、かりに三十三兆の預金を持っておる国民が〇・五%の預金金利の引き下げを受けたとしたら、一年間に失う損失は幾らになりますか。

○近藤政府委員 一律に〇・五%といたしますと、約千五百億円でございます。

○堀委員 年間に千六百五十億ですかの損失を受けることになるわけですね。

大蔵大臣、もしここでこれだけの被害を国民に与えるとするならば、国としては、やはり何かこれに対する見返りのものを国民に考えるべきじゃないだろうか、こう私は思うのです。ですから、私、この前も税の關係とのあわせで議論をしておるわけですが、これを一つの総合政策の一環として行なうならば、それに見合ひ程度の減税をあわせてセットでやるとか、あるいは住宅金融公庫の貸し付け金利を、標準金利五・五%でしようけれども、この部分についてもっと引き下げ、片一方を下げるのだから貸し出しのほうについても下げましようとか、もう少し何か国民に対して行なう対策で、そのことが同時に消費なりを押し上げて景気対策になる、要するに需要効果を拡大するといふ、そういう考え方を行なうのが、私は総合的な政策として一番正しいのじゃないかと思うのですけれども、大蔵大臣はこれについてはいかがでございますか。

○水田国務大臣 一応いまの事態に対する緊急の措置としてこういうことを実施しようとするわけではございませんから、この特別の措置を中心として、今後、いまおっしゃられたようないろいろな問題を含めて、総合的な検討、対策、これは当然いたしたい、こう思っております。

○堀委員 何だか新聞の報道等によると、いまの政権が末期だから、減税のような人気取り政策というのは次の政権にまかしたらどうだということで見送られておるというふうなこともいわれておるのですが、それは国民にとつたらたいへん迷惑な話だと思ふのです。やはりそこらは、総合的な政策として、いふならば、ワンパッケージで処理をされれば、国民とすれば、片方で多少の被害を受けるけれども、片方ではプラスもあるのだということになれば、いまのいろいろな問題点が多少整理をされてくるのじゃないかと思ふのです。これらについては、ひとつすみやかな検討を行なつて、企業にだけ奉仕しておるようには国民が理解をするようなことのないように、ひとつ善処を要望しておきたいと思ひます。

時間があるまいかと思ふので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○山下(元)委員長代理 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

午後二時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後四時三十分再開

午後二時三十分再開

○堀委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

組合の地区は、次の各号に掲げるものの区分に依り当該各号に掲げる区域とする。

一 地区たばこ耕作組合 一の都道府県の全部若しくは一部の区域又は政令で定める地域(次号において「指定地域」という。)内に二以上の都道府県の区域で、定款で定めるもの

二 たばこ耕作組合連合会 一の都道府県の区域又は指定地域内に二以上の都道府県の区域(これらの区域内に二以上の地区たばこ耕作組合が存する区域に限る。)で、定款で定めるもの

三 たばこ耕作組合中央会 全国の区域第九号第三項中「都道府県」を「一の都道府県」に改め、「その地区組合」の下に「又は二以上の都道府県の区域とする地区組合で、連合会の会員でないもの」を加える。

第十号第一項中「(以下「組合員」と総称する。)」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「五人」を「十人」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「組合員」を「組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 連合会又は中央会は、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該会員を直接又は間接に構成する地区組合の組合員の数に基づき、二個以上の議決権及び役員を選挙権を与えることができる。

第三十七号第一項中「五百人」を「三百人」に改め、同条第三項中「七十人」を「五十人」に改め、同条第六項中「第十号第二項」を「第十号第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「五人」を「十人」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
最近におけるたばこ耕作及びたばこ耕作組合をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、たばこ耕作組合につきその地区の拡大、議決権及び選挙権制度の整備、代議員会の設置条件の緩和等を行なうことにより同組合の運営の円滑化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤澤委員長 政府より提案理由の説明を求めます。田中大蔵政務次官。

○田中(元)政府委員 ただいま議題となりましたたばこ耕作組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近におけるたばこ耕作及びたばこ耕作組合をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、たばこ耕作組合の運営の円滑化をはかるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、地区たばこ耕作組合及びたばこ耕作組合連合会の地区について、その区域をそれぞれ拡大することができるとしております。

次に、たばこ耕作組合連合会及びたばこ耕作組合中央会、その会員に対し、一定の基準により二個以上の議決権及び役員を選挙権を与えることができることとしております。

以上のほか、地区たばこ耕作組合の代議員会の設置条件及び総会における組合員を代理し得る人数の制限を緩和する等の所要の措置を講ずることとしております。

以上、たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○廣瀬委員 これにて提案理由の説明は終わりました。

○廣瀬委員 これより質疑に入ります。

○廣瀬委員 質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○廣瀬(秀)委員 たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案について質問をいたしたいと思ひます。

今回改正をされようとしている問題に關する質問を始める前に、たばこ耕作をめぐる今日の実情について、まず質問をしてみたいと思ふわけでありまして、昭和四十年以降耕作面積は、四十年の八万六千ヘクタールから四十六年では六万五千ヘクタール、約二三％くらい減つております。したがって、公社が国内産葉を買い入れる数量も、概算であります。二二％程度減つておるわけでありまして、しかも、買い入れの代金は一〇％弱ふえておるわけでありまして、耕作者に至つてはたいへんな減り方を示しておるわけでありまして、約七十数％も耕作者は減減をいたしておる。昭和四十年の三十二万三千五百二人から四十六年では十七万八千人、こういふ状況になつておるわけでありまして、私ども、たばこ耕作について、また日本の専売事業の健全な発展に重大な関心を抱いておるものとしては、何ともこのような数字を見るたびに一種のさびしさを感ずるとともに、これではいけないという気持ちを持つわけでありまして、そしてそのうちには、長年たばこ耕作に農民にとつて、これはまさに嘆きの数字であるというように見えるを得ないわけでありまして、そういう耕作者は泣く泣くやめていっているというように状況であらうと思ふのですが、一体こういうところにあるのか、この点について、専売公社及び大蔵省から、どう考えておられるのか、このような状況を示しておるということについて、あなた方

は率直にいつてどういふ感想をお持ちなのか、まずその感想からお聞きしたいと思ふのであります。

○北島説明員 ただいま御指摘ございましたように、耕作者の方の数は非常に減つてきておるということは事実でございます。これはやはり全体の日本の産業構造の改革のあらわれの一つではないかという感じがするわけでございます。ことに農業方面におきまして、最近における農業労働力の他への流出、老齡化等、いろいろの現象がございまして、これとやはり一連の現象ではなからうか、こう感じております。もつとも耕作面積のほうは、御指摘になりました四十年は増産時代で相対つておりました、法の制定当時、三十三年あたりからずっと見ますと、大体現在三十三年あたりのペースは維持しておる。したがって、耕作者の数が減りましたも耕作規模は拡大されつた、こういうことでございまして、耕作規模が拡大されて、個々の農民の方々が十分な収入を得られるというところはやはりたばこの将来の安定の上に必要なことではなからうか、こういふように思つております。ただ、数がだんだん減つてまいりますことは、私も自身もさびしいことではございまして、これはやはり全体の農業の大きな問題の一つではないか、こんな感じがいたします。

○福岡政府委員 私どもも、ただいま公社総裁のほうから答弁いたしましたようなことではないかと考えております。

○廣瀬(秀)委員 なるほど日本の経済高度成長政策、しかもそれが第一次産業から逐次第二次産業、あるいは最近では特に第三次産業が急速な伸びを示している。したがって、第一次産業のウェイトが非常に下がつてきています。そういう構造変化というのか、そういうものがあるから、当然農村からの農村労働力、農民の流出というものがその方面にあるというように、あるいはまた、したがつてそのららは問題にもなるわけでありまして、この耕作者が老齡化していく、あるいは

女性化していくというような問題などもあるというところでありますが、なぜ一体、日本経済が農村をそのように一種の荒廃をさせていく、農業に絶望して、そういう新しい産業のところに流れていかざるを得ないのか、こういうことについて、何がそういうようにさせるのか、その基本の問題は、やはりこれは価格問題であらうと実は私も思ふわけなんです。やはりたばこ耕作をやつていられるよりは二次産業なり三次産業に働いたほうが収入になる、所得が多くなる、こういうことが一番基本の問題だろうと思ふのです。同じ一日働いて、片方はたばこ耕作をしていれば千百円ぐらゐにしか当たらない。この葉たばこづくりをやめて二次産業、三次産業で労働者として賃金を獲得するという立場に立つと、それが二千元をこえる、あるいは三千元にもなる。こういうことになれば、これは同じ人間として、同じ時間働いた場合でもそういう差があるとするならば、所得の高いはうに流れていくのはあたりまえであるということ、そういう方向がもう出ているのだからやむを得ないのだというならば、農業は壊滅状態におちいらざるを得ないわけでありまして。

農業の一部分であるたばこ耕作も、これはもはややがてはなくならざるを得ない。未練を持ち、たばこ耕作に愛着を持つ、そういうような諸君も、やがてはがまんにも限度があるというところで離れざるを得ないということになる。そうしたら日本に葉たばこ耕作というものはやがて滅びる以外にはないのだという論理的必然になるわけでありまして、あるいは大蔵省として、一体専売公社と耕作と一般の農業の危機と同じように、たばこ耕作も一般の農業の危機と同じように、たばこ耕作者がこのように激減をしている、耕作面積もほとんど減つていくというような中で今日の原価政策というものが買かた場合、今後葉たばこの製造、販売、これを今日専売制度でやつていくわけでありまして、はたして健全な専売制度が維持されていくかどうかというところまで発展させるを得ないのじゃないか、このように思ふわけでありまして、そういう心配は杞憂でございますか、その点をお伺いしたい。

○北島説明員 はい、へん大きな問題でございまして、私が答へるのは必ずしも適当でないと思ひますが、結局このように耕作者の数が減つてまいりましたが、先ほど申しましたように一人当たりの耕作面積はふえておりました、そして全体としては十数年前のペースは維持しております。人員は大幅に減つておるということは事実であります。したが、これは結局三十年以後の日本の高度経済成長の一つのあらわれではなからうか、こういうふうな感じがするわけでありまして、農業における就業人口も、かつては四〇％でございましたのが、現在は一六、七％、おそらく昭和四十七年度は一五％を割るであらう、こういうふうにある学者も推測しておりますが、そのような一環の流れの中において、たばこ耕作だけがこれに抵抗するということとは、私もはなかなかなさうない。

ただし、私は、日本の農業が滅びないようには、日本のたばこ産業は絶対に滅びない、こういうふうに感じております。農業就業人口はおそらく減る傾向ではございまして、アメリカあたりは現在数％でございまして、そこまできいかどうかわかりませんが、これは大体の世界の趨勢としてやむを得ないのではなからうか。ただし、私もといたしましては必要とする品質のたばこの数量だけはできるだけ国内で確保したい、それにはあの手この手という手を打たなければならぬが、何と申しましたもたばこの生産性というものを向上して、そして経営規模の拡大というのをねらつていかなければならぬ、これが悪いのじゃないか、こういふふうに考えておつた、将来のたばこ耕作について、そうおつたような悲観的なことは私は考えておりません。

○廣瀬(秀)委員 このたばこ買い入れ数量推移という資料を出してもらいました。先ほど数字を

読み上げましたけれども、専売制ですから耕作者は専売公社に売る以外にありませんので、昭和四十年に十九万二千三百八十九トン、これが四十六年度においては十四万九千二トン、二一、二%も減っている、こういう状態にあるわけでありまして、このような傾向で、五年たつたらもう十万吨ちよつとくらいいなつてしまふ、こういうことになつていくわけでありまして、専売公社が専売事業として国内産の葉たばこの調達ということが必要量を満たすに足りないという状況が当然にこれは予想されるわけでありまして、しかも専売公社の長期計画によれば、年率大体百億本くらいずつはこれからふえていくだろう、こういうことになつていくわけでありまして、そういうふうに製造たばこの生産計画はどんどんふえるけれども、国内の産葉調達ということにこういう悲観的な数字が傾向として見られているということになる、たいへんなことになるのではないかと思うわけでありまして、

そこで伺いたいのは、一時昭和四十年当時は非常に耕作者も多く、また買入れ数量も多かったわけでありまして、そして四十一年、四十二年と非常に過剰在庫をかかえているという問題がありました。今日適正在庫として在来種が二十何カ月とかあるいは黄色種が二十カ月であるとかいろいろそういう適正基準在庫率というのか、こういうものを専売公社では算定しておられたわけでありまして、これが非常に過剰である。二十カ月くらいでいいものが二十四カ月もあるということ数を数年前から聞かされておるわけでありまして、今日適正在庫率というのは、かつてのオーバーな状態が解消して適正在庫率になっているのか、あるいはいまでも過剰在庫をやはりかかえておるのか、この辺のところをまず数字を伺っておきたいと思うのですが、いかがですか。

○佐々木説明員 お答えいたします。

過去の増産時代の影響を受けて一時相当な在庫過剰をかかえておりました。現在漸次解消の

方向にございますけれども、まだ在庫過剰という状況は続いております。特に在庫の多くて適正在庫になる時点まで遠からうというのには黄色種でございます。しかしながら、現在の予想でございます。昭和五十一年ころには各種類とも適正在庫のところに持つていける、こういう見通しで進んでおります。

○広瀬(秀)委員 在来種の場合にはいかがですか。在来種も非常に過剰ですか。

○松本説明員 ここに数字を持っておりませんが、在来種は二十九カ月現在でございます。

○松本説明員 過剰であるのかないのか。

○松本説明員 在来種の標準在庫は二十カ月というところでございまして、その辺から見ますと過剰でございます。

○広瀬(秀)委員 専売公社はつとにこの低ニコ、低タール、喫煙と健康の問題というふうなことも、確定した学説ではないにしても害があるらしいという警告が出されておる。諸外国等でももう健康に害があるというふうなことをすでに表示しているところもある。こういうふうなことでつとに低ニコ、低タールの本格ブレンドのたばこというふうなことで宣伝しようというので、在来種の利用というのには非常にふえてきている。低ニコという立場でふえておるわけでありまして、それがもうすでに、かつては、二、三年前過剰在庫であったのだけれども、これはむしろ過剰在庫になつておる。しかもそういうものは、それならば当然増産をして適正在庫に持つていかざるを得ない。そうでないか、やはり製造たばこを製造するにふさわしい完熟というふうな点では増産の体制に持つていかないと、何らかの形で外国からの輸入にまたなければならぬというふうなことをうかがわせるような数字の状況に今日なつておる。

なるほど黄色種の場合にはまだ過剰在庫が整理されないで持ち越しになつておるという状況をい

ま佐々木さんから伺つたわけだけれども、それはそれなりのまた改善、品種の改良等十分やつていかなければならぬわけだけれども、五十一年にはそれもそろそろくいまのような状況でいけば完全な適正在庫の範囲におさまつてくる、こういうことになつていくわけでありまして、そうなるまいと、やはり今日でももう在来種というふうな低ニコの品種は足らなくなつてきておる。ところが依然としてそういうものも生産がどんどん減退をする、需要はふえていくのに生産が減退するという傾向にあるならば、これは何らか考えていかなければ、やはり外葉にたよらざるを得ない、こういう状況になると思うわけでありまして、それに対してどういう対策をそれでは専売公社としては持つておられるのか。

それと同時に、もう一つついでに関連して伺つておきたいのは、現在幾つかの銘柄のたばこをつつておられますが、国内産葉、輸入葉、こういうものはどういう比率になつておるか、このいろいろな銘柄をつくるのに国内産葉が何%たといは昭和四十六年度において使われ、そして外葉、輸入葉というものがどれだけ使われておるか、そのウェートを数字で示していただきたいと思うわけですが、

○佐々木説明員 お答えいたします。

広瀬先生のほうから在来種関係のお話でございます。公社といたしましては、従来から在来種につきましては、これからの製造たばこをつくる場合に非常に重要な原料でもありますし、この生産を維持したい、そういう政策をかみ合せてまいりまして、過去の情勢では年々きめず取納価格の決定に際しましては比較的そういう需給の状況を考えまして有利に処理してきております。

それから、全体のこれからの見通しといたしましても、少なくとも全体が減反という傾向がありまして中で面積の維持をいたしたい、こういうことでございまして、過去年々在来種の場合に千五百ヘクタール程度の減少がございましたのが、そ

ういう政策の影響もありましたようか、四十七年度までにつきましてはほとんど現状維持というふうな、こういう情勢に現在あります。将来にわたりますとも、少なくとも増産ということは非常にむずかしい情勢にあると考えますけれども、現状維持をしながら安定したものにしていきたい。そのためにはいろいろと先ほどから話に出ておりますように、在来種でありまして、在来種は黄色種に比べまして比較的個人の面積が小さい、こういう状況にございまして、規模拡大とからみ合わせまして生産性向上の対策を講ずる、こういうふうなことをしていきたいと思ひますし、また、これからの問題といたしましては、在来種の中でこれはまあいろいろ品種の問題なんかを検討いたしまして、収量の少ない、生産性の低い品種あたりを高生産性の品種にかえていくとかいう、そういう品種の問題なども積極的に検討しながら収量の増大をはかつて、産地の安定化に資したい、こういうぐあいに考えております。

それから、後段の御質問でございまして、現在国内産と輸入葉との使用割合はどうかということでございます。若干これは統計がはつきり固まつてない面がございまして、四十六年の数字を申し上げますと、国内葉十五万四千トン、外葉三万八千トン、合わせまして、若干シートたばこも入りますのでトータルはふえますけれども、総量十九万六千トンの中で、いま申し上げましたようになつておるわけでありまして、割合で申し上げますと、国内葉使用割合八一%、外国葉使用割合一九%、こういう状況でございまして。

○広瀬(秀)委員 国内産葉を昭和四十六年度で十五万四千トン使つておるわけですね。それで、四十六年の買い上げ数量、すなわち生産数量十四万九千トン、約五千トン、これは単年度で見れば需要に足りないという数字を示しているわけですね。こういうことで、これがさらに減少していく。これは在来種の面は大体横ばい程度で四十七年は何とか推移しそうだということでありまして、黄色種はもうかなり価格面の操作もこれあり、

低ニコでなくてむしろ高ニコだというよりなことからこれはもうどんどん減反するということになりまして、この買い上げというものは一そう拡大していくのではないかと、こういうふうに見られるわけですね。そうするとこれに対しては、低ニコの良質の外葉をどんどん輸入をするということが増大していく。したがって現在八一対一九という、この国内産業、原料葉はこの国内産業の自給率八一というのがどんどん下がって、これが六割になり五割になる、こういうふうなことになるのではないかと、少なくともいまの傾向でずっといくとすれば、当然そうなるわけですね、總裁。この問題について基本的などういう手を専売公社としては考えられるのか、この点を率直にひとつ表明してもらいたいと思うわけですね。

○北島説明員 確かにわが国の黄色種が使いにくい癖があることは事実でございます。ことに第二黄色種においてはその傾向があるわけですね。第一黄色種のほうは香味料として非常に必要な分もございまして、第二黄色種におきましては、ニコチンも相当多く、癖があつて使いにくいということですね、まず第二黄色種のヒックスを、ニコチンの非常に少ないMCというのに転換しようという計画を立てまして、四十七年度におきましては約一万ヘクタールにつきましてMCに転換いたしておきます。できるだけ国産葉を使いようというのには、この努力をまず私もしよう、こういうふうな考えまして、十年來研究いたしまして試験いたしまして、これを四十七年度から新たにこちらに転換していただく、こういうことにしているわけでございます。まず国産で使いにくいものは使いやすい品種に転換する。それからまた、現在使いにくい品種でも、耕作法の改善、加工技術の改善等によりまして、できるだけ国産葉を生かして使おう、こういう方向ではございます。

とは思いません。やはり私どもは毎年百億本あるいはそれに近い程度のもので、少なくともこの数年間は伸びていくのではなからうか、こう考えますと、結局原料として、ニコチンの少ない外国の葉を買って、そうして間に合わせる必要がある、こういうわけでございます。私も国内産業の改善について決してなごりにはしているわけではなく、まず第一に、国内産業を使いよいものにして、そうしてこれができるだけ最近の嗜好であるところのニコチンの緩和なたばこの作製に使おう、こういうふうな努力いたしておるわけであり

○広瀬(秀)委員 お考えはわかつたのですが、必ずしも、私もその考えに疑問を投げかけざるを得ないわけですね。ヒックスをMCに転換して、こう、こういうお考えが一つなんです、何と云つてもやはりそういう転換をするに際しましては、MCをつくる——なるほどヒックスより低ニコであるということになるわけでありまして、これは新開発の品種でございますから、農民からまだまだ信頼されてないし、しかもいままでですでにつくられておる黄色種よりはるかに収量が少なくて、いわゆる農家の所得が、耕作者の所得が減ると、この心配が非常に多い。そうすると、やはり年々高生産費になっていくし、しかも消費者物価もどんどん、年率六割も上がるといふような状況の中で、生産費は一〇割近くも上がるといふようなことで、すでにこれの新品種に、公社の方針である低ニコの品種をつくらうということでは飛びついても、逆に今度は収入が減る、所得が減るということになれば、これはやはり農民にそれを強制していくことはなかなかむずかしいというふうな事態もあるわけでありまして、したがって、この転換についても何らかの対策というものが立てられなければ、その収入が適正に確保されるというふうな、収納価格の面で配慮をされるなり、あるいはその所得減に対する補てんというふうなものも考へられたい限り、やはりすぐにMCへの転換というものが、大挙して移動する、その新品種にシフトするといふようなこともこれはなかなかむずかしいことで、それらの問題について、やはりどうも価格の問題、所得をどう耕作者に確保するかという問題に突き当たらざるを得ないと思つて、その問題についてはどのようにお考えでしょうか。

トするといふようなこともこれはなかなかむずかしいことで、それらの問題について、やはりどうも価格の問題、所得をどう耕作者に確保するかという問題に突き当たらざるを得ないと思つて、その問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○佐々木説明員 先生のおっしゃいますように、私、先ほど申し上げましたように、これからいろいろ品種の転換もやりながら生産を確保していきたい、非常に大きなそういう柱を立てておられますので、抑せのような問題が起きてこようと思つて、本年転換をいたしましたMCの問題につきましても、全国で約一万ヘクタールの転換を行なっているわけでございますが、これにつきまして、過去いろいろな生産上のそういうようなデータをとるための十分な試験をやりましたが、これを産地に導入するのが適当かどうかということの検討をやつてきたわけでございますけれども、何といひましても、耕作者の方々にとりましてはたいへん重要な品種の問題でございますので、不安が残る、こういう話もありまして、本年の価格をきめました昨年の十二月の審議会におきましては、MCの価格につきましては、従来の価格のきめ方に加へまして、思わぬ減収になつた場合の補償の措置、平年作の九割以下の収納代金の場合には、平年と当年の収納代金の格差の半分を補償しますというふうな制度をかみ合はして価格決定をしております。

「委員長退席、山下(元)委員長代理着席」
これは例年、毎年そういうことをやつていくわけではございませんで、新しく、過去なれてない品種に大量に転換するといふ場合ということにしておりまして、そういうことはやつております。

○広瀬(秀)委員 その問題等につきましても、やはり平年平均の所得の九割に満たないといふものだけが対象ですね。少なくとも二年なり三年なりという期間くらいは、過去三年間なら三年間の平均

均収納代金に満たないといふものは、その三年間の平均まで全額見てやるといふような形をやはりこの面でもとるべきであらうと私は思つております。そういう点の配慮がないといふところにやはりほとんど国内産業が減少する原因があるだらう。品種転換をはかるといふことは、健康と喫煙の問題からいつても、低ニコのものをつくつたといふ気持ちには十二分にわかつてはくれども、そういうものをつくれれば逆に収入が減る、所得が減るといふことになれば、その分くらいはちゃんと従前のヒックス以上に収納代金が増えられるようなところまでは、金額補償してやるというくらい

の思い切つた政策が必要であらう、そういうようなあたためた配慮といふものがなければ、新品種を開発してもそれに農民が飛びついてこない。絶対的に所得が減つていく、たばこ耕作による所得が減るといふことならば、これは新品種といへども農民にとってはあまり意味のあるものではないといふことになる。専売公社としては非常にこれは意味のあるものであつても農民にとっては意味のないものになる。そういうことにならざるを得ない。しかも、専売制度でおそらく五千億のたばこ消費税、国庫納金をしておるわけでございますから、こういう国家財政、地方財政に大きく寄与するだけの益金をあげている専売公社なんですから、そういうものに対して、単なる財政益金をあげるのだ、生み出すのだといふだけで、耕作者がそのために犠牲になつていくといふ話はないのであつて、その面において幾分か減らしてでもこの耕作者にあたためた配慮をしてやるということが非常に必要だと思つております。そういう点、どのようにお考えになるか、この点をお聞きをいたしておきたいと思つております。

○佐々木説明員 これからのいろいろなこと、むずかしい時代、また耕作者の方々がたいへん不安に思つておられます時期に大きな品種転換をする場合に、いろいろ公社のほうといたしまして

〔山下（元）委員長代理退席、委員長着席〕

○広瀬(秀)委員 総裁は先ほどの答弁で、日本農

業が壊滅することもないし、また特にたばこ耕作者がほとんどなくなってしまうというよりな事態にならないのだ、そういうよりな答弁をなさいました。そうして、そのためにこそわれわれはこういう手段も講じているのだということで、MCへの転換ということを特に強調されたわけです。言うならば、専売公社の目玉商品だといっているわけですが、それに対してすら、これはいままですつくれたことのない品種を——もう四十年も

五十年近くもずっとつくりなれたものが、いまの時代にふさわしくないということで転換を迫られている。そして海のものとも山のものともわからぬような——専売公社としてはいままでの十年間の経験もあって、これはいいものだ、専売公社の立場としては低ニコでいいものだ、現在の本格ブレンドをつくる葉として香嗅味、嗅味もいいのだというようなそういうものを開発した。ところがしかし、収入が減ずるといふことになれば、これを農民に押しつけるということはたいへんなことだと思ふのですよ。そういう大転換をするにはするだけの、しかも、これであるがゆえに耕作者がじり貧になってなくなってしまうことではないののだ、そういうものであればあるほど新しい品種の、耕作に対する不安がある以上は、その不安を全く除去するような価格面でのめんどろを見るといふ

○北島説明員 昨年の暮れに、たばこ耕作審議会

でいろいろ問題になったのですが、耕作者の方々が新しい品種に転換することについて、そのお気持ちはよくわかるわけです。この十年の試験、三年間の実地試験、こういって結果からいいますと、収量はいままでのヒックスよりも若干多い。価格にいたしましたのももちろん多少多目である。ただ多少労務がかかるようであります。そういう点はございますけれども、全体としてMC転換によつて、いままでのヒックスよりも損をなさることはないであろうということを審議会でもるる説明いたしました。これは耕作者の方々はどううでに各地区でもつていろいろ実例があつておりますので、やはり公社のような説明が受け入れられたのであらうと思います。

しかし、公社といたしましては、もちろんそれを野放しにすることはできないわけでありまして、最後の安心を願う措置として、かつて品種の大幅換をやりましたときの例に準じて、先ほど佐々木が申しましたような措置を加えることにいたしました。これが耕作審議会の答申、あのままの答申で現在実行することになったわけであります。私は、MCの転換によってそのために農民の方が御損になるということは無い、こういうように考えております。その年その年の出来もございませうから、はたしてどんな影響だということとはわかりかねることもございませう。しかし全体としての経験と私どもの実験では、決していままでのヒックスに対して劣るものではない、少なくとも収量において劣るものではない、こういうように考えております。

思ったほど減少しないどころか、逆に多いという

ことになる。価格の面でもヒックスよりも劣るものではないのだ。そうすれば減収になるというよりなはずはないのだ。こういうものであるならば、もし減収だというならばそれには補償してあげましよう。平均より九〇％以下の場合だったらというような限定をつけずに、それよりもとにかく低かったら、いままでの平均反収よりも低かったら補償しますよということをやったら安心してつくるのではないですか。しかも実際に補償するという実例はいま総裁がおっしゃったように出ないはずなんです。そう持ち出しにならないはずですよ。やはり転換政策をやるのだったならば、そ

ういうことをむしろしっかりと出して、九〇％以下の場合に平年作との間をとって若干の補てんをしましょうというよりなみみっちい、けちくさいやり方じゃなくて、平均よりも下がるというよりなことだったら、その下がった分は全額補償してあげましょう、さあ移ってくださいと、そのくらいの方針を出して、総裁がこういう高度な決断をすべきだと思ふのです。

しかもいまおっしゃったことを引用するならば、そういう適用の実例というものはあまりないということにもなるわけです。しかもそういうことによつて耕作者は非常な安心感をもつて新品種への転換もできるだろう。その辺のところはやはり總裁の高度な政治判断、政治決断ということだから、妙な条件をつけて、ほんとうの少しばかりのところ、しかもそういう実例すら実際には出ないだろうというのだつたら、思い切つてそういう大転換をやろうというものであるならば、もつと堂々と農民に、もう心配しなさんな、もしものことがあつたら一〇〇%補償してあげますよというふうなことにすれば、その転換もスムーズに実

○北島説明員　これは御意見として承つておくよ

きましては、従来の例というものが何と云つても一つの基準になる、すべてこういつたことのやり方について。これは前回大規模な転換をしたときにそういうやり方をやったわけです。それで決して耕作者に御損はかけないような品種に転換を願いましたけれども、そのときに、やはりいま言つたような条件でいたしたわけでございます。これはやはり前例となりますと相当尊重しなければならぬような形にすべてにおいてなるといふこともあるわけでございます。お話はよくわかりますけれども、そういうふうにすでに意を尽くしまして、そのようなことで公示いたしておりますので、何とぞひとつ御了承いただきたいと思います。

○広瀬(秀)委員　納得はできないのであって、總裁にぜひその点は再検討をしてもらいたい。そのくらいのことはやらなければいけない。初めが肝心なんですよ、こういう品種転換をやるうというときは。しかもMCをどんどんぶやしていこうという。先ほども非常に強調された一連の論理的な帰結としてそういう方向をとるのは当然だ、こういうことだと思えますので、これはぜひひとつ再検討してもらいたいと思うのです。監理官、いかがですか、政務次官がいまさんから……。

○福岡政府委員　すでに先ほど總裁から御説明いたしましたように、昨年暮れの審議会で詳細に検討いたしました上で措置済みの事案でございますので、再三の御意見でございますが、私どももいたしましてもそういうことでひとつ御了承いたただきたいと考えております。

○広瀬(秀)委員　とにかくそういうみみっちい、けちくさいことばかりやって専売益金ばかり確保

しより、財政専売だからしよるがないのだ、これこそがまさに守るべき至上のとりであるという頭で耕作農民不在の政策を展開していつては、總裁のきわめて楽観的な見通しにもかかわらず、必ずやがて日本のたばこ耕作者は減っていくといわざるを得ないのであつて、この問題はいま監理官も大蔵省を代表して言つたけれども、大蔵省も財政、財政、財政専売なんだからという事で国庫納付金の多からんことだけを願つて耕作者に犠牲と忍従ばかりしつたのでは、もうたばこ専売制度も崩壊せざるを得ないようなことになつてくる、こういうふうな警告をしておきますから、私の警告が当たらないように、ぜひひとつあなた方も十分検討するように要請をしておきます。

そこで、たばこ生産者の収納価格の算定は、今日生産費方式がとられておるわけであり、平均より以下のところは生産費すらカバーされないという事例が出るわけであり、しかもそういうところとがほとんどを占めてしまつてしまつていくことになるわけですから、少なくとも米価算定におけると似たような方式、少なくとも八〇%パルクといふくらい頭の生産費のとり方も考え直さなければいかぬだろう、このように思うのですが、この平均生産費といふものを八〇%パルクにもつていつたらどうかといふことが一つ。

それから、いわゆる生産費及び所得補償方式の所得の補償であります、今日米価の場合には、中都市あるいは小都市の十人から三十人くらいのところの賃金といふものが一応目安にされて見ると、ところが専売公社の場合には、労賃分として見るのは、一番安く出る農村日雇賃金を適用している、こういうところに非常に問題がある、したがつて、米の場合には一人一日当たりの労賃は大体二千四百四十円になる、たばこの場合には千三百四十円にしかならない、こういうような結果が出るわけであり、したがつて、どうしてもこの耕作者を維持していく——もちろん近代的な

大規模化にスムーズに移行するならば、それなりに省力もできていくわけだけれども、いずれにしても、たばこ耕作者が都会の労働者と比較しても、そう劣らないのだ、同じ人間が同じ時間働いて、片方は生産工場で働いているがゆえに倍近い賃金を取つてゐる、片方はたばこ耕作に従事して同じ時間働いても半分程度の賃金だといふことになれば、たばこ耕作に従事するものほとんど減少してしまふといふことにならざるを得ないと思ふ、そういう意味で、この生産費のとり方について八〇%パルクをやつて、八〇%は少なくともそのワケ内におさまるといふような形にし、所得補償としてはせめていままでの米並みの、中都市の三十人規模くらいの労賃とほぼ見合うもの、こういうものをこの価格算定の基礎に入れて葉たばこ収納価格に対して生産費・所得補償方式を導入する機である。

なるほど昭和三十九年ですか、たばこ調査会といふものを設けてその問題を専門に議論してもらいました、その際は、それをやることは財政専売からいつて望ましくないといふ答申は確かに得たけれども、いまやたばこ専売事業といふものを健全に維持していくためには、もうそんなことを考へておられる時期ではないか、先ほどから申し上げておるような耕作の状況を見ますならば、ここでもう思い切つた価格算定方式について大転換をして、農民が喜んで耕作に従事する、専売公社の欲する品種を、専売公社が期待されるような耕作に喜んで従事できる、やはりそれだけの待遇といふものは耕作者に与えなければならぬといふ発想の大転換を行なうといふ意味で、いまこそそれが行なわれるべきだ、三十九年当時の事情とはもうかなり状況は違つてゐるのだ、こういうことを踏まえて、これについての御所見を伺いたいと思ふのです。

○佐々木説明員 価格関係の問題でございますが、現在公社のほうでとつております葉たばこの収納価格の算定方式と申しますのは、生産費を補償するということになつておりまして、たとえ

ば四十七年の価格をきめます場合、事前公示の方式をとりますので、四十六年の秋には四十七年の価格を決定するということになります、そうしますと、その時点で生産費が出ておりますのが、四十六年にはまだ生産調査が終わつておりませんので、その前の三年間の生産費をとりまして、それを基礎にしまして、その生産費を価格適用年の諸物価の動きといふものにスライドして計算いたしまして、価格適用年の四十七年の諸物価、労賃がいくつあるであろうといふ、そういう生産費を補償できるというかつこの生産費の補償の方式になつております。

広瀬先生のほうから八〇%パルクの問題が出てまいりましたけれども、現在公社のほうでは平均生産費をとつておりますので、耕作者全体の平均のところの生産費を補償する、こういうかつこのなつております、これにつきましてはいろいろの考え方があるようでありますが、先生のおっしゃるような方法も一つございまして、先生のおっしゃるために思い切つた生産性向上の施策を講じなければならぬといふことを考へておりました、その場合に、こういうところをどう見るべきかといふ問題は残つておりますから、若干先生の御意見と逆な方向のことを考へるべきではないかと、いふような議論も議論としてはございまして、たいへんこの辺は問題がありますので、私がここで、公社としていま先生のおっしゃいますようなそういう方式に変更したい、こういうような返事はとてもなし得ないといふ状況でございます。

それから、現在のこの算定方式の中で、賃金の見方、これがたいへん問題になつておりました、従来の審議会でも、そのあたりが問題にいろいろ出ております、ただ基本的に都市労賃といふか、米価で使つておられますような、そういう労賃を使うかどうかといふ問題につきましては、先ほど先生が御紹介になりましたように、その問題がたいへん問題になつた時点で、臨時葉たばこ調

査会でいろいろ審議していただきまして、たばこの持つ性格と申しますか、たいへん国際流通性の強い商品であるといふような問題、それから米と違つて、米は農家全体がつくる作物なんですけれども、たばこは特定な耕作者がつくるものである、そういう作物の特定な性格的な政策価格と申しますか、価格の特別な措置を講ずるということに適當でないであろうといふことで、現在のような農業日雇賃金といふようなものにとつて算定いたしております、ただ現在、農家の状況を見ますと、これは確かに農業と、それからいろいろ近くの工場に働くといふような、そういういろいろな農村地帯が農業だけに従事するといふかつこのではないといふ情勢がございまして、現在公社のほうでも、農村の労働賃金の実態といふのは、どういふかつこつになつておつて、こういう価格算定の場合に、従来のような日雇賃金だけでいいのかどうかといふあたりは調査しながら検討を進めるようにしてまいつております、まだ結論は出ておりません。

○広瀬(秀)委員 總裁、この昭和四十七年度の一日当たりの労賃といふのは、一人当たり一千三百四十円にしか当たらない、今日の高物価の世の中で、しかも生活水準も年々上がつていく中で千三百四十円の所得、労賃、こういうものだけをかせいでおつて、どうして耕作者が喜んでたばこを耕作できるだろうか、そのことに總裁は、思ひをはせたことがございまして、端的にお伺ひいたしますが、いかがでございますか。

○北島説明員 まあいろいろ御議論もあろうかとは思いますが、私は落ちついたところでは、現在のわが国の葉たばこの生産といふのは、決して割りの悪い耕作ではない、こういうふうな考へております、比較的安定しておる、まあ、あるいは果樹その他につきましては、一時的にいいこともございまいし、野菜については一時はいいこともございまいし、野菜については、たばこの耕作は、私は、とある、それに比べて、たばこの耕作は、私は、と

がいたしております。所得面におきましても、決して他の作物に比べてまして不利なものであるという感じはいたさないわけでありませう。まあこれは粗収入でありますからあれですが、昨年の作物で四町何反か耕作なさっておる方で、粗収入が八百万円あがっております。粗収入八百万円としたならば、前年あたりまでは、たしか最高が——前年に比べて値の動きがあるわけでございますが、とにかく耕作規模を拡大していけば、私は、この耕作というものは、ほかに比べて不利なものではない。それから現状においても、私は、不利なものではない、こんなふうに感じております。

○広瀬(秀)委員 この規模を拡大していけばということでございますが、それじゃ規模を無制限に拡大できるかということになると、なるほどいま總裁のことでは、四町歩というような事業、これはおそろくたば専業農家だろーと思ひますが、私もおそろくたば専業農家だろーと思ひますが、三反歩ですか、これを専業として、ほかに野菜一つくらゐない、たばこだけ、米も一粒もつくらない、そういう農家を実際に見てきました。なるほどそういうところでは当時で、大体粗収入で二百八十万くらいある。生産費を引いても約二百万近く残るといふことになりました。それを夫婦と老人が一人、おじいちゃん、おばあちゃんのうち一人ぐらゐは、どっかが手伝ってくれるというやうなことで、三人でやっておる。所得が二百万近いわけですから、これを分けてみましても、もう四、五年前といふことになりますと、まあ本省の課長ほどぐらゐな所得というわけにはいかぬけれども、地方の国の出先の課長ぐらゐな所得にはなるといふことで、このやうなスタイルになることはいふことだといふことで感じてきたわけですが、これも、しかしそういう状況になり得る農家というものは、はたしてどれだけあるかといふことで、これは非常に疑問だらけなわけでありませう。それをどう整備するか、そういう方向にどう誘導していくのか、条件をどうつくっていくのかといふことについて、専売公社は一体どれだけ金を出し、

どういふ条件整備をやっているか。この点をひとつ教えてください。

○佐々木説明員 これからのたいへん大きな問題だといふことで、いろいろその辺の検討を行ないつつあるという状況でございます。まあ専売公社自身でいふことになりますと、現在試行段階といふことであらうと思ひます。大型実験農場の問題、それから本年度の予算の広域パイロットの試行といふことで、一つのこれからの産地のあり方というもののについて、実態的にその実績を得てみようといふことをやっておりますのと、それから少なくともこの問題は長々と検討の時間を費やす問題ではございませんので、できるだけ具体的なプランをつくりまして予算化の方向で考えていかなければならない、こういうことで具体的にどういふ方法、たとえば大型実験農場と申しますのは先生も御存じのように、相当よりすぐった個々の耕作一ヘクタールくらいの専業的な農家の集団といふものを指向しております。四十七年度に考えております広域パイロットの場合にはそういう行き方を若干変更しまして、兼業農家も含めた団地づくりといふもので、どういふかところで共同化、生産性向上といふものが指向できるかといふことでやっております。過去行ないました大型実験農場につきましましては、二年間にわたりまして予算で約四億円使いましたし、それから広域パイロットにつきましまして四十七年度予算で一億五千万円の施設をつくる予定でございます。ただこれは試験的な段階でございますので、実際の産地に適用するといふことになりましたらたいへん大きな金額といふことにならうかと思ひます。その辺につきましましては、これからの作業を通じて効果があつた方法にしていかなければならぬ、こういうふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 もう一つ数字をお聞きいたしますが、二町歩以上たばこ専業でやっている農家といふのは何軒でございましたか。

○佐々木説明員 ちよつと二町歩という数字は持つておりませんが、最近耕作規模の大きな耕

作者の方がたいへん増加してきているということと、一ヘクタール以上の耕作の方々が年々三割ずつくらいふえてきておる、こういう状況にはございませう。ちよつと数字は覚えておりませう。

○広瀬(秀)委員 全国でもおそろく二町歩以上といふことにならなければ専業農家としては私は成り立たないだらうと思ひます。一町歩以上は三割くらいはふえてきているといふことですが、最近反収十五、六万なりあるいは二十万近く得るといふことになれば、一町歩でも二百万くらいになるといふことにもなるわけですが、しかし、なかなかそういうやうに圃場の条件なりあるいは人手の關係といふやうなことで、このたばこ耕作といふのは機械力を導入するのに非常に限度のある耕種だと思ひます。そういうのは、稲の場合には最近では田植えまで機械が開発されている。これは農林省も必死になつて相当な金もつぎ込んで技術開発をやつたと思ひますが、専売公社はそういうあれがあまりありません。そういうところに専売公社が益金の中から金をつぎ込んでいくといふやうな点が非常に乏しいわけですが、そういうやうなこともあり、またあのようにやわらかい大きな葉が、しかもその葉そのものが必要な、つくる目的といふのがその葉をとることなんだ、それを機械を導入して作業をやつて、その葉を破かないで、損傷しないやうなことをやうなことはなかなかむずかしい技術的な問題があると思ひます。したがつて、その機械化、省力化といふことが非常に限界の浅い作物だと思ひます。

そういうやうなことを考えてみますと、さらに農地の交換合なんかをやつて、一つの圃場であるべく省力栽培にふさわしいやうな、やりやすい圃場にするといふやうなことなんかについてもかなり問題がまだ残つてゐる。これは全体的な農政全般、土地基盤整備とも關係するわけですが、それ、そういう状況にはなかなか得ない要素がたぐさんあるといふことで、そういう今日ではまだ特殊なたばこの専業農家、そして二町歩以上あるいは四町歩といふやうなものもあるんだ、そ

うところでは四町歩で八百万もつたという特殊な異例のケース、これをブリーベル、普及するなといふことはすぐ近くに可能なんだという技術開発といふものが行なわれない現在で、總裁がその特殊な、ほんとうにレアケースですよ、ほんとうに全国で数えて一つか二つのレアケースを引いて説明されることは必ずしも私は適切ではないと思ひます。全般的にやはり平均的な耕作面積、それから最近では幾らかふえてきているけれどもまだ平均して四十アールになつていないだらうと思ひます。そういうやうな人たちがたばこ耕作に命をかけて努力をする、そして報いられ一人前、人さま並みの生活ができるというやうなことについては、もつともつと考えていかなければならぬと思ひます。そういう点ではどういふ措置をやつてゐるか。いま検討中というのだけれども、そういう点について公社がもつと真剣に技術開発をして、そういう省力栽培が技術的に可能なやうな状況といふものを、もつともつと研究開発のために費用を支出すべきだと思ひます。そういう点は非常に立ちおくれているといふように思ひますが、いかがでございますか。将来に向かつて自信がありますか。

○佐々木説明員 規模の大きな耕作の方があることは事実でございますが、先生のおっしゃいますやうに、確かに現在の情勢の中でそういう耕作者を育てることを主軸にいくといふことにはたいへんむずかしいがあらうかと思ひます。したがつて、先ほど言ひましたやうに、全体としての規模拡大といふことをねらいながら、それまでの過程でどういふ道を歩んでいくかといふこともあらうと思ひます。現在在来種、黄色種、パーレー種平均いたしまして平均面積は四十アールくらいになつておると思ひます。在来種、パーレー種は約三十アールくらい、黄色種は五十六アールくらいの全国平均になつております。そういう状況でございますので、できることならばさらにこれを一戸当たりの耕作面積を増加したいと思ひますけれども、土地の状況その他もございませうので、な

なか計画どおりに公社がどうこうというところで進めることもできない面も多いと思います。

したがって、先ほど申し上げましたように、専業農家というところだけではなくて、兼業農家が農家の一つの団地として育ち、またそれによってたばこの収益というものを増大し得るかというのを考えていかなければならないと思います。現在全国で、作業の中でも苗床の共同化というところで、共同でつくっていくということが相対行なわれております。作業の中ではたばこの場合、乾燥調理、この辺に非常に手間がかかるというところがございますので、この辺の共同化の問題も考えていかなければならないと思います。それから全体に省力栽培、生産性向上、そういう面で期待しようというところと、どうしても設備投資の關係で多大の金額を必要とするということがありますので、投資効率を上げるように共同化というふうなことをあわせて考えなければならぬと思います。そういういろいろな問題を、一方で過去の大型実験農場の成果を見ながら、また一般の農業の状況などからみ合わせまして、現在鋭意その辺の作業をしておるところでございます。ここでいろいろかつかうところを申し上げられないのは残念でありますけれども、早急にその辺を詰めたい、そして所要の措置を講じていきたい、こういうかまえてございます。

○広瀬(秀)委員 いま佐々木副部長が答弁されたように、なるほど苗床の段階あるいは収穫をして選別、調理というふうな段階ではある程度機械力の導入というふうなことも可能であるということと、そういう面での省力ということはある程度進むでしょう。しかし、立ち毛である中でのうね上げの作業であるとかあるいは病虫害駆除のための薬剤散布であるとかいうふうなことに、そういうやたらに機械が立ち毛の中に入つて省力できない面が非常に多いというふうなことから考えて、しかもあのちょうど土用のさなかにたいへんな、健康上も非常に害を及ぼすような環境の中で働かなければならないというふうな面を考えれば、農村日雇い賃金でこれらの労働を評価するといふようなことは、まことに今日の感覚として、もうずれ過ぎていて見ざるを得ないわけでありまして。土用のさなかに、入っただけであの異様なにおいとそれからむんむんする——この間インドが五十度というふうなたいへんな熱で死者まで出たというところですが、からだの弱い人なんかあの中に入つたらもう一時間も作業できないですよ。そういう状況の中でやっているのです。わき芽をつんだりあるいは芯どめをしたりするという作業なんかはたいへんなつらさですね。そういうものを農村日雇い賃金で評価するというこの考えはまことに私はどうかしていると思うのです。そしてまた選別作業はだれが来たつてできるんだというけれども、この最後の収納場へ持つていって鑑定をしても、そのためにやはり同じようなものは同じようにそろえるとか、色とか本葉、中葉の区別で、今度は本葉、中葉もわからないような目黒い賃金というふうな評価をされているのならば、もう安く来てくれればだれでもいい、それでその作業ができるのだというものでない。これは耕作者としてはもうほんとうに最後の仕上げをやる仕事であつて、そしてそれには非常に技術的な目というものを必要とする。鑑定力というものをやはりある程度持つて、自分のつくった労作の葉を鑑定し便利にえり分けるというふうな作業なんかは、これを日雇い賃金で評価するなんというのはもう話にならない感覚だと思ふわけでありまして。

それらの問題を話をしたらもう切りがないわけですから、特にこの面は十二分に考えていただかなければならない、こういうふうに思ふわけですが、これはひとつ事務次官、あなたのところは福岡ですからあまりたばこに縁がないかもしれぬが、私のこの話を聞いておられれば問題の所在は十分つかんでいただけたと思うのですが、この点について前向きな検討を——大蔵省も財政資金だけあげればいいんだ、あとはできるだけ農民を押さえて、安い価格で買い上げて益金をふやすんだ、こういうことだけでなしに、耕作者あつての専売益金もあがつてくるんだから、その耕作者をやはり大事にしていくという政策が、いまこそ発想の転換の中で考え直されていかなければならぬと思うのですが、いかがでございますか。

○田中(六)政府委員 多少余談になりますが、実は私の選挙区にも私が耕作者を誘致いたしましてやつておりますし、耕作者の苦勞は広瀬委員の御指摘のとおりだと思いますので、そういう点も十分勘案してこれから対処していきたいというふうに考えます。

○広瀬(秀)委員 そういふことでひとつ、あなたもたばこ耕作には関心を持つておられるようですから、私が申し上げたようなことを十分これから——ことしの暮れになればまた四十八年度のたばこ耕作審議会も開かれて、収納価格の諮問もあるわけですから、これは監理官も同時に聞いておいてもらいたいのだけれども、そういう中にここの議論が実のある議論として反映されていくようにぜひお願いしたいし、また総裁も今後のたばこ専売事業というものを健全に発展を維持していくという立場に立つて、このこの辺で日雇い賃金を横すべりで適用していくというふうな考え方からは一歩進めるように強く求めておきたいと思ふわけでありまして。

そこで、最近たばこは国際商品である。葉たばこもそうであるし、また製造たばこもそうであるというふうな発想の中から、いわゆるクロスライセンスの問題が出ておるわけですが、このクロスライセンスのいまの状況というのはどういうことになって、いつからこれを実施に移していくおつもりなのか、その辺のところをまず明らかにしていただきたい。

○北島説明員 このクロスライセンスの問題は、四、五年前から始まつた問題でございます。いろいろ会社からアプローチがありまして、話をしているうちに脱落していくものも出てくる。ほんとに真剣になつてクロスライセンス、すなわち専

売公社は向こうのたばこを、また向こうの会社は専売公社のたばこをつくらうと真剣に考えてくれるものを選んでわけです。そうしてある程度昨年の八月ぐらゐまでの間に、やる場合には大体こんなことにしようじゃないかという意見はほぼまとまりかかつております。しかしこれは何ぶんにもわが国においては異例なことでございます。なかなか理解しにくいことで、人によりましては専売公社はそういうことができるのかというふうなことを言う方もございます。ことに農民の方々はそれによって外葉の需要がふえるのではないかといい心配もあるわけでございます。こういう方面については十分なる納得、了解をもらつて、そしてその上で実行したい、そういうふうな考えでおるわけでございます。目下せつかく努力中でございます。しかし、これはぜひやる必要がある、こういうふうに私は考えております。

これは専売局であります他のフランス、オーストリアといふ国、イタリアこれもライセンス契約を相当やつております。これはクロス契約ではございません。一方的な導入契約、オーストリア、フランスあたりは十個以上の銘柄、オーストリアは十個以下でございますが、十幾つかの銘柄をライセンス導入しております。むしろ彼らは専売制度による自分たちの利益を守るためにライセンス導入を始めたというのが大體の感じでございます。われわれも狭い日本だけでいままで事業をしてきましたが、それではいけない。国産葉も使いたいような技術も十分やるべきである。これには最近の動向である低ニコチン、低タールのうま味のあるたばこの生産に必要な技術にわが公社としてはある程度欠けるところがある、こういうた認識のもとに技術を導入いたしました。そして国産葉においてもこれをだんだん多くしていく。それによつてお互いに交換をやることによつて、それから製品も専売公社の工場において、専売公社の手によつて、そして国産葉が相当使われていくということができれば、そのほうがよからう、

も出てゐるのではないか。こういうふうに思ふのですが、それらについてどういう考えをお持ちであるか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○佐々木説明員 今度の組合法の改正の要点は四つございりますが、いずれも現在の組合の運営上支障を来たしておるといふようなかつこうのところを修正して、耕作組合の運営をより能率的にやつ

ていきたい、こういう趣旨で、耕作団体のほうから要望のあったものを政府提案として御審議いただいておるわけですが、その民主化の問題、四項目の中で第一点の区域の問題は、これは耕作者の数が非常に少ないところで、現在のような制度でございまして組合員がたいへん少なくて組合の運営そのものが正常な運営ができないというのを、区域を広げて適正な組合にして、これは地区の組合におきまして、連合会におきまして、そういうところで運営をいたしたい、こういうことでございます。

それから、第二点の選挙権、議決権の問題は、現在の一人一票制、これは中央会並びに連合会の場合のことでございますが、一人一票制の上に、さらに大きいところにつきましては二票以上持ち得るという幅を持たせるわけでございますけれども、これにつきましては、これはもちろん政令で議決権、選挙権の数についての制限を設けたい、こういうことを思っております。

それから、それぞれの組合で実際に実行に移します場合には、それぞれの総会で定款できる、こういうことになりますので、これは法律でできまじましたらそれで全部すぐやるといふことはなく、そういう運営でいかどうかということとは組合員の方の意思を通じましてきわめていく、こういうしかりになりますので、そういう点は心配なからうと思えます。また公社のほうといたしまして、その辺現在の情勢が急激に変わらないように指導していききたい、こう思っております。

それから、代理権の問題でございますが、これは現在総会を開きます場合に、出かせぎとかあるいはつとめ人が多いということで定数に足りない、総会が持ちにくいというふうな実情がございしますので、このワケをふやしまして、現在の四人まで代理できるというのを九人まで代理できるといふことにしていただきたいということでございます。これはもちろん基本的には組合員個々の方が総会に出られることが原則でございますが、そういうことができない事情があります場合に、その

ワケを広げるということでございますので、やはり事情が許しますれば総会に個々の方ができるだけ出席していただくということは当然だと思います。

それから、代議員会の設立要件につきまして、現在のところ五百人以上の組合員について代議員会が設立できるということになっておりますのを、三百人というところに提案いたしておりますのも、先ほどのお話のように組合員の数が制定当時より半減いたしております関係で、そのワケを狭めまして、運営しやすいようにしていただくわけでございます。これにつきましては、代議員の数その他につきましては最低の代議員数を規制するだけでございまして、その組合で代議員の数はどれくらいが適当かというふうなことにございまして、それぞれ組合の定款で定めることになりすので、その際総会でよく審議していただいて、不公正がないようにしていく必要がある、こういうふうに考えております。

そういうことでございまして、全体といたしまして民主化の方向に逆行するような運営にならないようにわれわれのほうとしてもよくその実情を把握していききたい、こういうふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 詳しい説明があったわけですが、私も、私が当初申し上げましたように、何となく、耕作組合は耕作者あつての組合なんですから、耕作者がだんだん減って、まばらになってしまったということで、組合を維持するのに非常に困難な状況が次々に各地に出てきておるといふ状況を踏まえて今回の改正になった事情は私どももわかりますが、やはりこの種の組合というのは、耕作者一人一人の意思が確実に組合の運営にも反映をしていくという基本原則は貫かれていかなければならない。あまりにも便宜主義的に運営されるというのでは、だんだん組合と組合員の利害というものが離れていってしまつて、意思が反映されないということになったのではないのか、あつて、実情に合わせるということも必要である

けれども、その基本原則を忘れないように、常に民主的な運営が確保されるための最大限の指導を公社においても責任をもつていろいろな手を考えながら、対策を考えながら、その点が一番心配になるわけでありまして、十分そういうことのないように気をつけて運営に当たっていただきたい、このことを最後に要望しまして、大臣もお見えになりましたので私の質問を終わります。

○斎藤委員長 この際、国の会計、関税、金融及び外国為替に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 午前中少し海外経済緊急対策の問題について触れたわけでありまして、けさほど大蔵大臣は、この緊急措置法案について一本の法律として出すというお話もありましたが、大蔵省はいまの対外経済関係調整特別措置法案についての要綱はすでに準備をしておるのでしょいか、どうでしょうか。

○稲村(光)政府委員 いわゆる七項目と申しますか、八項目に基づきます立法を要する事項につきましては、ただいま最終段階で法案を詰めておる段階でございます。したがって、まだ現在の段階では要綱という形でまとまっております。

○堀委員 ちょっと、これは輸銀があるから銀行局、それから財投があるから理財局、利子補給があるから主計局を入れてください。

大蔵大臣、商工委員会ではすでにこれについて要綱案を入手しておるのです。すいぶん大蔵委員会と商工委員会と——私は朝からこの問題をちょっと問題にしておるわけですが、一体この取り扱いはどこが主体なんですか。これは商工委員会が主体の法案なんですか。

すか、これは国会において御相談いただくべき問題であるというふうにわれわれとしては存じております。

○堀委員 いや、取り扱ひのことはいいいのですが、すでにわがほうの商工委員会はこの要綱をちゃんと持っているわけだ。大蔵委員会はだれも野党の側はこの要綱一つ手に入つておらぬ。商工委員会のほうには配慮をしておつて、大蔵省はこれらの問題についてはまあまあそつちでかつてにやつておれという話のように感じられてならない。いま私はここにちゃんと持つておる。「対外経済関係調整特別措置法案要綱 一、目的 この法律は、当分の間、輸入及び海外投資等に関する金融の拡充、海外経済協力の実施、資本輸出の円滑化並びに健全な輸出貿易の確保のために必要な措置を講ずることにより、わが国の対外経済関係の調整を図ることを目的とすること。」ちゃんとこんなものができておるにもかかわらず、商工委員会にはこれは入つておるけれども大蔵委員会のわれわれは全然無視されておるといふ態度そのものの中にも、けさから私はいふこの問題についてひっかかつておるけれども、まさにこの発想は、言うならば田中角榮構想ですよ。大体が田中角榮構想でそれに引っぱられて振り回されておるといふのが現在の状況じゃないんですかね。だから、大体その発想そのものも気に入らないけれども、その発想に振り回されて、そして主体性を失っているような大蔵省の態度そのものも私は断然気に入らぬ。大蔵大臣、あなた振り回されたほうの側だと思ふのですが、一体どうですか。大蔵大臣として少し權威のある答弁をしてもいい。

○稲村(光)政府委員 ただいまの要綱の問題につきましては、お手元にお持ちのものはおそらく途中の段階の要綱でございまして、私が先ほど申しましたのは、いわゆる法律案の要綱といたしまして、法律案が固まりますと同時にそれに対して要綱というのでございまして、その法律案は最終的に詰めております段階でございますので、そういう意味の要綱というものはまだ

できておらないということを申し上げたわけでございます。

○堀委員 要綱と書いてあるんだから、間違いない。これはおそろく通産省が出したものに相違ない、商工委員会の者が入手しておる以上。

○水田国務大臣 そうじゃないでしょう。

○堀委員 じゃ一体どこでしょう。私、読みますから聞いてください。二は「日本輸出入銀行法の特例 (1)業務範囲の拡充 (4)輸入金融 重要物資の輸入のために必要な資金については、輸入前払金以外の所要資金も貸付対象とする等輸入金融の拡大を図ること。」ここにちゃんとある。藤井理事は持っているじゃないですか。あなた、ないと言われども、ないはずはない。ちゃんと藤井理事も持っているんだから……。

○齋藤委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○齋藤委員長 速記をつけて。

○堀委員 そこで、実はこの案件はけさの日本経済新聞にも、朝日新聞にも中身がかなり詳細に報道されておるわけですね。それを加えて、ちょっとお伺いをいたしますけれども、これは新聞の記事のほりが詳しく書いてあるからそれを含みにするんですが、まず財投から十五億ドル未満の四千五百億円を備蓄公団その他のところへ貸し出して、日本の通貨をもつて外為会計からこれらのところがドルを買うということになる。そうして、その場合にアメリカのTB並みの三・七五%、それからいまの六・五%から三・七五%の間の部分については予備費から利子補給をする。いまの要綱を見れば、それはいずれもそこに載っておるわけですが、そういうことを行なうというふうに新聞がすでに報道しておるわけですね。概略大体そういうことでしょうか、大蔵大臣、どうなんでしょう。

○水田国務大臣 まず、外貨活用方式について道を開くということを中心にいままで検討しておりますが、御承知のように、最初輸銀に預託するという、預託方式をとるならせいでい輸銀まで

というふうなことでございましたが、それではこの資源開発とかあるいはもう一方の資材の輸入促進ということについては必ずしも輸銀ということに限定をしなくてもいいといういろいろな意見も出てまいりました。そうなりますと、この預託という方式ではなくて、もう円の準備によって外貨を売るといふ形のことなら、これで外貨が結局それだけ使われるということになりますので、そういう方式というふうなものに考えが切りかわつてきまして、その間において、方式の問題でいろいろ検討してこまできたのでございますから、それによつてどれだけの外貨が活用されるかというやうな問題は、まだ現在のところそこまで検討しておりません。

たとえば十億ドルにしても十五億ドルにしても、これだけ非常に苦心して外貨の活用策を考えたのでございますから、これがわずか一億ドル、二億ドルというやうなものであつたら、これは外貨の利用策、活用策と銘打つのに少し構想が小さ過ぎることになりますので、やはり少なくとも十億ドル前後の外貨がこれによつて活用されるものでなければというやうなことは出ておりますので、したがつて、十億ドルとか十五億ドルというやうな幅にあるいはなるかもしれないんですが、まだこの問題も詰めてはございません。

○堀委員 私どもがいま問題にしたいのは、いまの新聞が伝えておるところによれば、石油開発公団、金属鉱物探鉱促進事業団と輸銀と、三つにそういうことで貸すということになっているんですが、まずその貸し方の先に、そつちに金があるもので、それが外貨を外為から買い取るというなら話がわかりますよ。その金がないのに、まず財投で金を貸してやつて、借りた金で外貨を買う、こつやつてそれで運用するんだ、おまけにその間の、おそろくあなたのはうでは、いまの利用させる以上はできるようにしたいということに安い金利にするとなれば、いまのアメリカのTB並みの三・七五%ぐらいにしてやろう。それはいまだ三・七五%で金を貸してくるなんといつたら——こ

の前私、沖縄開発金融公庫の問題でずいぶんすつたもんだいろいろやらしてもらつたけれども、そのぐくわすかな沖縄の住民のための問題でも大蔵省がなかなかむずかしかったのが協力していただくとくに結果としてなつたですけれども、この金額がたいへんな金額ですよ。いま新聞が伝えるところによれば、十五億ドルというなら四千五百億、もし十億ドルというなら三千億です。その三千億を三・七五%などというやうな低金利で貸す。そしておまけに貸すについては、今度は国民の税金で持つてきた資金から利子補給をする。これはいま外貨をそんなことで使わなくても、結局それはいまの正常な経済運営の中で処理すべきことであつて、それによつて利得をするのは、結局いまのこれに關係するところの企業が利得をする。そしてそれが税金からも金を持つていく、財投の金も持つていく。財投の金ももちろん国民の金ですからね。

だから、いまのこの外貨貸しの考え方というのは、それはそこに資金がすでにあるもので、外貨を外為から売つてくださ、それを長期に運用させてくれという話ならまだしも、ちよつとこれはわれわれとしてはもう至れり尽くせり、だつておらんぶで、それこそ何と云うか言いがたいやうな企業に対してのサービスを行なうということになるのです。これは幾ら外貨対策の名前があつても、けさ、前段で金利の引き下げによつて国民ががらんと一発食わされて、今度は後段のほうで国民の貴重な財投資金を三千億とか四千五百億とか持つていつて、おまけに税金で取つたものの中で百億以上のものを貸す。いまわれわれは健康保険法の問題でたいへん——いままだ問題が継続中でありまして、これと健康保険の問題を比べてみると、全くこのやり方というものは適切を欠いている。こういうことはもう少し国民が納得をするやうなやり方で処理をしてもらわなければ、この問題についてわれわれはそう簡単にオーケーを与えるわけにはいかぬ、こう思うのです。これはもととは第二外為会計の変形でしょう。

言うなれば田中角榮構想ですよ。まるで田中総理大臣をつくるために一生懸命大蔵省が協力しているやうなものだ。水田さん、あなたそれでいいのかな。どうなんですか。そこをを一ぺんお答えをいただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 長いことかかつて検討した問題でございますから、できるだけ合理的な対策にしたいと考えてまだ現在でもいろいろの研究中でございます。したがつて、いまおっしゃられた利子というやうな問題も、三分七厘五毛というやうなことも、これはいま外貨の活用というところから見たら、収益性から見たら一番低い運用でございまして、したが、必ずしもそれでなければならぬということもございせんし、こつやうな問題もまだ全部これから一つ一つ詰めてしようという問題でもございまして。

○堀委員 利子補給をするということとは腹を固めておるわけですか。三・七五%かどうかは別として、財投で貸すすれば六・五%ですから、そうすると、差額がどうせできるでしょう。そうしたら、この利子補給をするということはもう腹をくくっておるわけですね。

○水田国務大臣 利子補給方式は、結局いまのところ大体腹を固めた問題でございまして。

○堀委員 大体利子補給はどのくらいは出すということなんですか。今度は利子補給の額ですね、新聞では、この利子補給の額は百二、三十億ですか、というふうに出されておるわけですか。けれども、百二、三十億の利子補給というのはいま、たいへんな利子補給ですよ。ちよつと主計局に聞きますが、これまでも一体国が利子補給で一年間に出した金額というのはいま、大体一番多いのでどのくらいですか。○大倉政府委員 申しわけございません。ちよつと手元に資料がありませんので、至急調べましようか。

○堀委員 全く私はこれらのあれを見て、一体、これはだれが得をするでしょうね、大蔵大臣。このいまのやり方で一番最初に得をするのはどこでしょう。

○稲村(光)政府委員 今回の総合的な全体の対策といたしまして、これは当然、この対策の目的と申しますものは対外均衡の早期達成をはかるということでございますから、ただいまそれが得るのかという点に關しましては、まさに国全体が得をするということであらうと思ひます。

○堀委員 稲村さん、大蔵委員会ではそういう答弁は通用しないのです。私どもが聞いておることは、やはり私は率直に答えてもらわなければ、そういうふまじめな答弁でこを通過うたつて、あなたも大蔵省におられるから大蔵委員会がどういふ委員会が御存じだろうと思ひます。けれども、ここはそんな答弁では通りませんよ。やはりそれはきちんとした答弁をしてください。

○稲村(光)政府委員 非常に簡単に御答弁申し上げ過ぎまして、あれしたことはおわび申し上げますが、御承知のとおり、本件は昨年八項目ということで、対外均衡ということをはかるための諸方策の基本に關しまして政府としての決定をいたしたわけでございますが、その後の最近の情勢に關連いたしまして、さらにそれを推し進めると申しますか、必要な部分についてさらにこれを緊急に必要とする部分を推し進めていくということが基本でございます。したがって、この全体の六項目と申しますか、この順序におきまして、まずその一番基本となりますのは、景気の浮揚をはかるということでございまして、そのために財政金融政策の機動的な展開ということが第一に掲げられておるわけでございます。

○堀委員 ちょっと待ってください。時間がないので、私はそんなことを聞いていないのです。一体だれが得をするのか。要するに、輸出入銀行や石油公団や金属鉱物探鉱促進事業団が得をするはずはないんですよ。そうでしょ、ここはトンネルになるだけじゃないですか。現実には得をするのはその先にあるんじゃないですか。私はいまそれを聞いているわけですよ。だから、そんな前置きで時間をつぶすような答弁をやめてください。ずばり答えてください。

○稲村(光)政府委員 それでは具体的に、いま御質問の点の問題は、第五項の外貨の活用対策というところの問題であらうかと存じます。この点に關しましては、ただいまここにございまして、たとえば輸出入銀行あるいは石油公団あるいはその他の政府機関が入つてまいります。この趣旨は、これはここにもございまして、資源開発に資するためということになっております。

○堀委員 趣旨じゃないんですよ。ちよつと答弁を、私が聞いておる通りに、石油公団を通じてどこかへいくんじゃないのか、その行く先が得をするんじゃないですかと聞いておるのです。いいですか。

だから、私のほうから言ひましよう。要するに、これによって商社だとか石油関係の業者だとかあるいは鉄鋼だとか非鉄金属などのそういう備蓄をすることが出来る業者が現実には得をするんじゃないですか。そうすれば、この諸君は、安い金利で、外貨で借りるんですから、これは円の切り上げが再度あつても、自分たちはリスクをこうむらないで利益を上げて、外為会計のリスクで自分たちが利益を得よう。その外為会計のリスクで利益を得るものが、利子補給までしてもらつて安い金利で利益を上げようということだから、これはこの関連の業界の企業なり業者が得をするための制度じゃないんですかね。私はそこを聞いておるわけだ。そうじゃないんですか。そのとおりでしょう。

○稲村(光)政府委員 この外為会計が外貨をそういうことを通じて貸すという構想は、そうではないなつたわけでございます。外為会計といたしましては、円資金の手当てを受けておつたところが外為会計から外貨を買つてまいるわけでございますから、したがって、外為会計といたしましては、普通の居住者に外貨を売るといふのと同じでございます。外為会計に關しましては、特にドルのリスクを持つということではありません。それから、具体的には確かに取り扱うもののその他、これは商社等であるかもしれませんが、いず

れにしましても、国民経済全体にとつての必要な資源を確保するということが、この外貨活用策と申しましても、そういうもののメリットがないものにつきます。これは御指摘のとおり、財政資金を使うことでございまして、こういうものはむろん認めるわけにはまいりませんが、そういう点については十分に検討した上でこういう結論になつておるわけでございます。

○堀委員 ちょっとおかしいんじゃないですか。いまのあなたの話を聞いておると、要するに、円を持ってきたら外為会計から売る、それはいいですよ。そのとおりだ。しかし、その円はど

うやって出てきたかといつたら、さっき私が言つたように、財投資金を貸し付けしてもらつて、利子補給までしてもらつてつくつた円で外為会計からドルを持つていくというところは、要するに、円の切り上げがあつたらどうしよう、ドルで借りたものはドルで返せばいいんだから、リスクはあつて外為会計が負うだけであつて、全部これは企業がリスクについてはフリーになるんじゃないやありませんか。外為会計へ外貨を返せばいいわけですから、これは円の切り上げに關係ない。そうでしょう。外為会計はここ十億ドルを貸したら、返してもらつたときは十億ドル返してもらえばいいのであつて、何ら円とは關係ないんじゃないですか。そうすれば、備蓄をしたところは、まず、国から安い金利の金を借りて、そしてその円、ドルのリスクなくして備蓄をして、もし備蓄をしておつて円の切り上げがあつたら、そのときのリスクは自分のほうには負わなくて、全部それは外為会計が負担してやろう。いうならば、あらゆる点で国民の犠牲の上においてこれらの企業、關係者が得をする。私は前段で最初に、得をするのは一体どこか。こういうことは明白じゃないですか、この問題の仕組みからして。そうじゃないんですか。

○稲村(光)政府委員 おことばでございすけれども、御指摘のような点とは若干違ひわけでありす。○堀委員 それじゃ、ちよつと正確に言つてくだ

さい、どういふ仕組みになるのか。

○稲村(光)政府委員 つまり、先ほど大臣が申された途中の段階における構想におきましては、外為会計が輸銀に預託をして、その輸銀が外貨で貸す、こういうことでございまして、一番もとは外為会計の外貨の資産である点には変わらないわけでございます。そういう場合には、御指摘のような問題が起ります。しかし、今度の問題は、そうではございません。外為会計としては、この外貨を必要とするところが円で手当てを受けて、それで外貨を買つてございまして、外為会計の資産から落ちてしまふから、したがって外為会計としては円のリスクは負わな

いりかつたところでございす。○堀委員 そうすると、いまの話は前段の話とちよつと違ひようだけれども、それでは一体どこへ財投資金は行くのですか。財投資金が行つて利子補給をする先はどこですか。

○稲村(光)政府委員 私が御答弁申し上げるのが適当かどうかあれでございす。財投資金が参ります。先は輸銀とか石油公団とかいうところであらうと思ひます。

○堀委員 しかし、そこがそれを使うのではなくて、企業にその金をまた流すのでしょ。現実にはトンネル機関でしよ。流れていった金で、企業が外為会計からドルを手当てをして持つていくわけでしょう。そうすれば、要するにドルを買つたんだから、ドルそのもので起るリスクはないわけなんじゃないですか。ドルで持つておるんだから同じことです。それは、いま普通に自分の金でドルを買つて品物を買いますね、それで備蓄をしておる、そうすると円が切り上げになれば、実際にはもつと買えるものが少なくなる、こういう仕組と同じことに企業側はなるといふことですか。その点についてだけはさうですか。——わかりました。それではいまの点は、結局外為会計の問題ではなしに、要するに財投資金と利子補給のところに問題がある、端的に言へばこういうことですね。

それだけのフェーバーをこれらの企業が受けることになる、こういうことですね。——なるほどわかりました。

○稲村(光)政府委員 若干補足して申し上げますと、外為会計に関する限りはいま申し上げましたとおりでございます。それは財投資金を受けますところが輸銀であり、あるいは石油公団であるわけでございます。そこが外貨を外為会計から買いますので、したがって外為会計としてはそこで切れてしましますから、いまの為替リスクの関係はないということは事実でございます。いま申し上げたとおりでございますが、ただ輸銀なり石油公団なりが貸します場合に円で貸すか、外貨で貸すかという問題がもう一つ別にございます。

○堀委員 円で貸せば、リスクは輸銀や何かが全部かぶるじゃないか。

○稲村(光)政府委員 円で貸せば、これはいま私が御説明いたしましたように、借りた先が円で借りて外貨を買うわけでございます。したがって……

○堀委員 おかしい。それは話が全然おかしい。いまの筋道からしたらそれは答弁にならない。そこから先はおかしいよ。あなたは、輸銀がドルを持ってくるといふ言ったんだから、外為会計から輸銀なり石油公団にドルが来るといふたって、そこから先が円になったりドルになったりするのはおかしい。

○稲村(光)政府委員 これは両方の場合が考えられるわけでございます。先ほど御説明申し上げましたのは、輸銀が財投から円を得て、そして円を貸す。輸入したりその他外貨を使うところに円で貸すというところについて先ほど御説明したわけでございます。その場合は、円を借りたところが外為会計から外貨を買って使うというところでございまして、その場合のリスクは円を借りてドルを買ったところが負うわけでございます。

それからもう一つの場合は、輸銀なり石油公団自体が財投から得た資金をもって直接外為会計からドルを、外貨を買って外貨で貸すという可能性

も一つ考えられるわけでございます。その場合にはどうなるかと申しますと、外貨のリスクは輸銀なり石油公団が負うということになります。この二つのやり方があることは事実でございます。そのあたりのほうにつきましては、輸銀なり石油公団が外貨のリスクを負うということになるわけでございます。

○堀委員 いまのは私もそうだと思うたのです。だからもしそうだと、要するにさっき私が前段で触れたように、輸銀なり石油公団はみんな国の機関ですから、ここが負ったリスクは財政資金であつた。これをまかなわなければならぬということになるのは当然ですから、これはきわめて問題がある方法だ。だからもしいままだコンクリートになつていないというなら、少なくとも業者のリスクは全部国が負つて、そして利子補給をして金もやつてなどという、さっき私が言った、だつておんぶで車に乗せてというやうな、そんなばかんなことはやめてもらいたいといわれれば、それは言うんだ。企業はそれでなくても利益を得るんだから、安い金利で物を買うといふこと自身が非常に大きな利益を得ることなんだから、そこは、かりに今後やるとしても、少なくともいまのやうな為替リスクまでも全部国が負わなければならぬな

どというやうなことは私は重大な問題だと思ふ。もちろん前段も重大だ。財政資金を使うことも重大、利子補給をするということも重大、それにも増してそういうやうな外貨のリスクまでも国の機関に負わせるなどというのはいささかおかしい。

これについては大蔵大臣、財政当局の責任者としては、国民に対して十分きちんと姿勢を正して国民の利益、要するに税金をまかなう責任があるでしよう、国民全体に対して責任のあることを軽々とさつきのやうなことで、利子の引き下げでも企業奉仕、これでも企業奉仕、あらゆる点で企業奉仕ということになります。まさに国民がこれらの事実を知つたら、それはそう簡単に納得するといふ問題にならないと思ふのですが、大蔵大臣いかがですか。

○水田 閣下 十分御意見は参考にいたしました。

○堀委員 いまの問題は参考にしてもらう以外に、われわれいずれも反対だからあれですが、その次の問題としてここで出されておるのは、重要な物資の輸入のために必要な資金については、輸入前払金以外の所要資金も貸付対象とする等輸入金融の拡大を図る。ここに一つ問題があります。

「本邦法人の海外投資のために必要な資金については、設備関係資金以外の長期事業資金も貸付対象とする等海外投資金融の拡大を図る」全部言つてもあれですから、こういう項目がすでにここに述べられておるのですが、大蔵省はこれに対してはどういう考え方をなさいますか。

○稲村(光)政府委員 ただいま御指摘の点は輸出入銀行の業務の拡大の項目であると存じますが、われわれといたしましては、輸出入銀行というのはこういうやうな対外均衡を達成しなければならぬという情勢におきましては、輸入金融それから海外投資金融の面で、さらに現行法で定められておりますことよりもっと拡大した業務を行なうというのが適当であるといふふうに存じております。したがって、いま御指摘のやうな点は、この方向で輸銀の業務の拡大をはかることが望ましいといふふうに感じております。

○堀委員 いまの考え方でいけば、これも輸入金融は要するに全部輸出入銀行で見るといふことになるのでしう。金がなくても、要するに輸入をするといふは、これまでならそんなことになつていないはずで、それぞれちゃんとライセンスをとつてきちんとしてから、それに見合うものについて前受け金その他について必要なものが借りられるといふことになつてゐるのを、根っこから全部借りられるといふことに今度はなるのです。

○稲村(光)政府委員 いろいろ重要な物資のための輸入といふこと、それから、輸銀でございましてから短期の輸入金融はいたしません。それはもう当然のことでございますが、従来輸銀の取り扱つております輸入金融の分野におきまして、い

ままでは前払いだけというふうに限られておつたわけでございますが、この点はもう少し弾力的に拡大すべきではないかといふことでございます。

○堀委員 そのことは、いまの輸銀の輸入項目については根っこから全部見ますといふことになるのです。こう聞いているのです。そうでしう。要するに、それは全部見るといふことは知らないけれども、この考え方は、上限は全部見るといふことになるというところじゃないんですか。

○稲村(光)政府委員 全部見るといふ意味でございますが、必ずしもあれでございますが……

○堀委員 輸入必要資金です。

○稲村(光)政府委員 輸入必要資金は前払いに限らず見るといふことでございます。

○堀委員 だから、私がいま言つてゐるのは、たとえ一億ドルのものを輸入する、前払いで三千万ドル要するといふことだつたら、これまで三千万ドルだけ貸して、今度は一億ドル全部見てやろう、こういうことになるわけではしう。

その次は、「海外投資のために必要な資金については、設備関係資金以外の長期事業資金も貸付対象とする」ことができる。これも、設備投資からはつきりわかります。大体設備投資というのは、これだけのものをこういふふうにして設備投資をする、それはわかると思ふのです。長期事業資金といふのは一体どこまで、どういふ範囲を見るかなんといふことは、法律的には書きやうがないじゃないですか。そうすれば、長期事業資金でございましていつて出してきたら、それはみんな見るというところになるのです。

○稲村(光)政府委員 これは長期の事業資金でございまして、そういう意味の制限はあるわけでございますが、従来は、設備資金であつて、しかもその設備は日本からの輸出のものでないといかないといふことになつておりました。これは、当初輸銀といふのは何とないままでも輸出促進の機関といふことで発足をいたしておりましたので当然のことであつたかと存じますが、この点につきましては、現在の情勢にかんがみまして、現段階

では必ずしも日本からの設備が出ていく、その輸出が裏づけにならなくては貸し付けはできないということに限ってはおく必要はないのではないかと。そういう意味で、長期にわたります事業資金が要するという場合には、必ずしも設備資金に限らず貸すことができるようにすべきではないか、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○堀委員 設備資金はつきりしておりますよ。これだけのものをここに建てますというんだからつきりしてありますから、それはいま言うように、日本から輸出するものでなくても、よそで買つてもいいと思つておるのです、そのことは同じことだから。ただ、長期事業資金となると歯どめがないじゃないですか。長期事業資金がこれだけあります、こういつて出されたときに、長期事業資金なんというこゝになつて歯どめがないということは一つ問題がある、私はこう思つておるわけなんです。それは歯どめがないじゃないですか、長期事業資金という名目については、何か歯どめがあるのですか。

○福村(光)政府委員 法律上の歯どめということ、いままでと違ひまして、なくなるわけでございますけれども、これはやはり金融機関としての輪銀の判断、全体としての輪銀の判断にまかせてしかるべきではないかというふうに考へておられます。

○堀委員 いま私が歯どめの問題を聞いておりますのは、後段のほうに借り入れ金の限度額の調整、引き上げがまたあるわけですね。そうすると、これらの貸し付けを新たな方法で道を開いたら、いづれも、もし歯どめがなければ、この借り入れ限度額の引き上げが、この間の開発銀行じゃないけれども、まにもや幾らでも上までいくということになると、これもまたやはり財投資金でしよう。どつちにしたって、財投資金をもつて処理しようということになるのだから、いま私が前段で触れたものに加えて、さらに輸出入銀行としては多量の原資が必要になつてくるという見通し、だから借り入れの限度額をふやすということになつ

てゐるわけでしょう。

そのほかに、「開発事業金融等」とあつて、「開発事業金融及び直接借款については、本邦との輸出入と直接の結びつきがない場合等においても、これを進行するよう融資対象の拡大を図ること。」これはあなたの方で書いて、アンタイド・バンク・ローンも可能にしようとするのだと思つておるけれども、これらをずっと一覽してみますと、いまの輪銀法の特例という問題も多額な財投資金が必要になつてくると思つておるのですが、いま予想してゐる新たな財投資金の追加は、どの程度に考へてゐるのですか。

○福島説明員 今度の輪銀の業務拡充に伴ひましてどの程度の財投資金が必要であるかということについては、まだ計算は十分いたしておりません。業務の拡大と、これに伴ひまして現実に起こる資金需要等をにらみ合わせた上で、追加その他の措置を講じてまいるものではないかと考へておられます。

○堀委員 しかし、それがないと、限度の引き上げという問題がこゝへ入つてゐるわけですから……。借り入れ限度額の引き上げは、一体どうしようというのですか。

○大倉政府委員 先ほどの御意見もございまして、その点もあわせて私から申し上げたい。輸出入銀行法の限度と申しますのは、御承知のように、まず借り入れ金の限度がございまして、借り入れ金の金額が出資金——自己資金も入りますが、簡単に申して出資金の三倍までといふ書いてございまして、そのすぐ次の項に、貸し付け金の限度も同じように書いてございまして、というものは、貸し付け限度が出資金の四倍になつております。ことしの予算で私どもが見ております本件は、出でくる前の姿では、貸し付け限度額にすでにほとんど余裕がございせん。したがつて、いまの貸し付け限度額で申しますと、出資金の四倍というところまで、いわば天井を突き抜けてしまふ危険がある。かりに一、二億ドルしか出なくて、突き抜けてしまふということになる計算でござい

ますので、今度御審議をお願いいたします法律では、とりあへず、借り入れは三倍を突き抜けるから四倍、貸し付けは四倍を突き抜けるから五倍というふうなやり方をいたさう、そう思つております。

なお、先ほどの御質問でございしますが、急いで調べましたので、あるいは後刻また訂正させていただきますが、いまわかりました限りでは、項目として、四十七年度予算ベースで年度額で一番大きな項目は、外航船舶子補給でございまして、相手方は一般金融機関と開銀でございまして、百五十六億でございます。次に大きいのは、国鉄財政再建資金の利子補給でございまして、相手は国鉄でございまして、これが百五億。三番目が農業近代化資金利子補給、これが、融資をする機関が相手方でございまして、七十四億。大きなものはそういうふうなものでございまして。

○堀委員 借り入れ限度、貸し付け限度、これはこの前開銀銀行法で一めしましたので、ひとつ常識的な取り扱ひをやるように、厳に注意を喚起しておきたいと思ひます。

その次に、この中に入つてゐるのは、「外国政府が発行する円貨建債券に係る利子所得に対する源泉徴収の不適用」というふうになつておりますね。これは私はこれらの緊急対策の中ではまだまともなものだと思つてゐるわけですが、これについて、要するに円建ての外貨債を起すやうにしたいという、一つの今度の金利引き下げの關係の部分に触れておられるのだと思ふのですけれども、一体円建ての外貨債というものがそんなに出るという見通しがありますか。いまのところ何かそういうことで、これもたいへん体制だけが整備をするということになるようでございまして、これらの見通しについてちょっと。

○福村(光)政府委員 円建ての外貨債の今後の発行の見通しでございしますが、これはけさほど御答弁申し上げましたように、やはり金利水準というのが大きな問題であらうかと存じます。すでに

それぞれの外国政府またはその他の政府機関等からいろいろとたくさん希望は表明されております。そういう中でわれわれといたしましては、やはり日本の外債市場と申しますものはまだ発足間もないわけでございますから、銘柄は、外債市場でもうすでに相当名の通つた優良銘柄に限りたいという感じを強く持つておるわけでございますが、そういうところでなくて、たとえば発展途上国等の政府で利子、金利は高くていいから借りたというふうなところは、むしろこれは日本の国際外債市場の発展という点からいたしますと、やはり早急には認めないほうが適當ではないかというふうに考へますと、結局国際的な外債市場ですでに名の通つておりますものは、やはりニューヨーク市場とかあるいはヨーロッパ市場等との金利のかね合ひになります。それぞれの国の国内金利とのかね合ひにもなります。したがつて、日本の国内長期金利が現在のような水準でござい

ますと逆さやになるといふような國もたくさんございまして、そのところが解決されることが一番大きな道ではないか。それに関連いたしまして、基本的な道はそういうところにあるのではないかと存するわけでありまして。現在までのところアジア開銀とかあるいは世銀とか、そういうものが主になつておりますけれども、御案内のとおりオーストラリアの政府等がすでに出したいという希望も出しておりますし、そういうところは銘柄としては適當ではないかというふうな考へておりますが、これにはあと国内市場と債券市場の消化力の問題になると存じますけれども、テンポをいたしましてはほほ月に一本か二月に一本くらいのところは現在のままでもいきましても出ていくのではないかと、あるいは一月半に一本くらいかというふうなテンポではなからうかと存じます。

○堀委員 その場合、けさのアジア開銀を見ましても、日本のはみな七年になつてゐますね。よそは十二年とか十五年とかというのをアジア開銀その他の國に対して出しておりますね。今後こういう債券発行についてもやはりもう少し期間が長いと

それだけの外国政府またはその他の政府機関等からいろいろとたくさん希望は表明されております。そういう中でわれわれといたしましては、やはり日本の外債市場と申しますものはまだ発足間もないわけでございますから、銘柄は、外債市場でもうすでに相当名の通つた優良銘柄に限りたいという感じを強く持つておるわけでございますが、そういうところでなくて、たとえば発展途上国等の政府で利子、金利は高くていいから借りたというふうなところは、むしろこれは日本の国際外債市場の発展という点からいたしますと、やはり早急には認めないほうが適當ではないかというふうに考へますと、結局国際的な外債市場ですでに名の通つておりますものは、やはりニューヨーク市場とかあるいはヨーロッパ市場等との金利のかね合ひになります。それぞれの国の国内金利とのかね合ひにもなります。したがつて、日本の国内長期金利が現在のような水準でござい

ますと逆さやになるといふような國もたくさんございまして、そのところが解決されることが一番大きな道ではないか。それに関連いたしまして、基本的な道はそういうところにあるのではないかと存するわけでありまして。現在までのところアジア開銀とかあるいは世銀とか、そういうものが主になつておりますけれども、御案内のとおりオーストラリアの政府等がすでに出したいという希望も出しておりますし、そういうところは銘柄としては適當ではないかというふうな考へておりますが、これにはあと国内市場と債券市場の消化力の問題になると存じますけれども、テンポをいたしましてはほほ月に一本か二月に一本くらいのところは現在のままでもいきましても出ていくのではないかと、あるいは一月半に一本くらいかというふうなテンポではなからうかと存じます。

いうことのほうが相対的に金利との関係では処理がしやすくなるのではないか、こう思うのですけれども、それらについては大蔵省はそれに関連してどう考えているのか。

○稲村(光)政府委員 これは国内の債券との関連であらうと存じます。したがって、証券局のほうから御答弁いただいたほうがいいかと存じます。この考え方をいたしましては、やはり七年というよりなものは先生御指摘のとおり長期債とはいえない、中期債的なものでございまして、やはりこれは十年とかあるいはさらに十二年とか十五年とかというふうに国際的な長期債としての実体を備えたほうにいくべきであるというふうには存じておりますが、同時にこれは国内債市場との関係がございまして、その関連を考えなくてはならないことであらうと存じます。

○堀委員 その次に、これは商工委員会関係の部分でありますけれども、「海外経済協力基金の業務」で「海外経済協力基金は、東南アジア等の地域に対し本邦以外の地域からの物資の輸入についても必要な資金を貸し付けること(アンタイドの商品援助)ができるものとす等業務範囲を拡大すること」というようになっておりますが、業務範囲が拡大されれば当然また資金が必要になってくるのです。この場合における海外経済協力基金における資金というのは、これはその増加部分についてはどこが手当てをすることになるのですか。

○大倉政府委員 その点なお検討が続けられておるようでございしますが、いま私どもが承知しておりますのは、基金法改正は、従来の商品援助、御承知のとおり商品援助だけはひもつきになっておりますから、これをアンタイドにするということを考えております。したがって、それによる追加資金が急に出てくるという話ではない。相手方が政府でございしますから、従来予定した援助をアンタイドで出そうという話のように了解しています。

○堀委員 私はやはりアンタイドローンとアンタイドローンでは、向こう側とすればアンタイドローンのほうがいいわけですから、これまでアンタイドロー

ンだから実はそんなに資金としては使えなかったけれども、アンタイドローンでくれるならいろいろ使いたいということになって、これはやはり当然新しい資金を必要とすることになってくる、私はこう思うのですけれども、それはあなたはいまそう急にふえないだろう、こういう話だけれども、やはり業務範囲が拡大されれば資金が必要になるということは常識じゃないでしょうか。

○大倉政府委員 決して減るとまで申し上げたつもりはないのでございしますけれども、基金の今回の業務拡大の中身というのは援助でございしますから、援助が幾ら出るかというところはそれとしてまた別の判断がございしますので、今回の措置で急に援助がまたどんどんふえるということにもならないかとも思います。まあそれは、しかしし年度をやつてみまして援助資金をもつとふやすべきであるということになりましたら、そのときにはそれに応じて別途所要の措置を考へるということになるかと存じます。

○堀委員 ちよつとこの文面では「東南アジア等の地域に対し本邦以外の地域からの物資の輸入についても必要な資金を貸し付けること(アンタイドの商品援助)ができるものとす」というあるので、資金の貸し付け、この「貸し付け」は援助だということですか、いまのここに書いてある「貸し付け」が。

「委員長退席、山下(元)委員長代理着席」

○大倉政府委員 実はこの二、三日来ほとんど寝ないでいろいろな条文を見ているのでございします。私が一番最近見ました条文は「海外経済協力基金は、東南アジア等の地域」と申しますのは法律上の熟語でございまして、開発途上国を意味していることばでございします。その政府に対してというふうに入つておりましたから……

○堀委員 私の持つておるものとの段階であるかわかりませんが、それが政府に対するものなら援助でしようから、いまここで書いてあることだけから見ると、輸入資金に当てるためと書いてあるので、これはだいたい違ふんじゃないかと思つ

たものですからちよつと伺つたのです。

○大倉政府委員 ちよつとくどくで恐縮でございしますが、相手国政府の輸入資金でございします。相手国政府が輸入するために金が必要。従来は日本から援助をもらつたら日本の品物しか買えなかつた。ほかの国の品物も日本の援助で買えるようにしましよ、そういうことだと思ひます。

○堀委員 要するに、私がちよつと前段で触れたように、大蔵大臣、いま大事なことは、いま日本にたまつておるドルが二百億ドルになつたら次の切り上げ問題が起るという話ではないと私は思つてゐるんです。この問題はどこに關係があるかという、要するに日本の貿易収支の黒字がその他の国の貿易収支の赤字に見合うところに問題があるのでは、端的に言うならば。

ですから、そういうことになれば、その貿易収支の赤字黒字の關係で一番問題があるのはアメリカじゃないのですか。日本が貿易構造として三〇%からの比重を持つておるアメリカの貿易収支の赤字、それが日本にとつての黒字になるというところ、今後の通貨政策の一番重要な問題点があるのだ、私はこう認識をしてゐるわけなんです。この政府の見通しによつても、要するに貿易収支の黒字が七十億ドルだということに経済企画庁の当初見通しはなつておるわけですね。だから、七十億ドルの日本の黒字というのとはどこかが赤字になることによつて生まれる黒字なんですよ。これはもう私は明らかだと思ひます。

そうすると特に問題なのは対米の問題が最も重要なんであつて、いまこの備蓄公団その他でいまの財投をもつて、かつなるほど見かけの外貨準備のドルは減るでしよ、それで物を買いますから。このいまの考えで対米の貿易収支改善に役立つというのはいくつかあります。

「山下(元)委員長代理退席、委員長着席」

○稲村(光)政府委員 具体的にその対策によりまして何億ドルくらい対米で役立つかということとは非常に見通しがむずかしいわけですが、この先はどちよつと御説明を申しましたように、この

一番の問題は現在の景気浮揚ということにございまして、これは第一の項目。それから第二の項目、輸入促進というものがございします。それから第三の項目、これも非常に心理的には対米關係には非常に大きなプラスがあらうかと存じます。それから第四の資本輸出対策、これもやはりアメリカに對する短期資金の返済でございしますとかあるいは短期の投資を長期にかへるとか、そういう意味でこれは資本取引の項目でございしますが、御指摘の貿易に關しましては具体的に数字で申し上げることは現段階ではむずかしいと存じますが、やはり基本的に問題なのは貿易収支であるという御指摘は、まさにそのとおりであらうと私も存じております。その意味で一、二という項目がウェイトとしては一番われわれとしては重視をいたしておる、こういうふうに考えております。

○堀委員 いや、私が聞いておるのはこの法案です。要するに四千五百億円の財投資金を使い、まあ百三十億になるのか百五十億になるのか知らないけれども利子補給をして、そして外貨減らしには役立つでしよ。確かに外貨準備は減つてきた、外貨準備が減つてきたらアメリカは文句を言わないといふもんじやないと思ひます。外貨準備がいかに減らうとも、貿易収支に日本が大幅に黒字をため込んで、アメリカがそれの見合ひで赤字ができることに問題が生じるわけですから、これは一体そういう対米の貿易収支の改善にどのくらい役立つのかと聞いておるのですよ。

○稲村(光)政府委員 この対米貿易収支にこの法案によりする措置がどのくらい役立つかという点につきましては、具体的に資源の購入とかその他で米國からのどのくらい輸入が促進されるかというふうな点が直接の問題であらうと存じますが、それ以外につきましては、この法案以外の全体としてのこの対策というほうがむしろ効果としては大きいと思ひます。

○堀委員 だから私が言つてゐるのは、財政投融資四千五百億円を使い、それから利子補給も多額に使つて、それが直接ほんとうの意味の円対策に

ならないようなことに使うということになるならば、間接的には多少それは外貨が二百億ドルになるよりは百八十五億ドルのほうがいいかもしれないあるいは百七十億ドルになるほうがいいかもしれないが、それよりも肝心の問題に触れないことには、一体これだけの財政資金を使うというのは、私は前段に言うように、これに関連する商社、石油、鉄鋼、非鉄金属等のこれらの業者を利用するのと、言うなれば外貨準備のドレッシングをするのと、のちをたいては変わりはないじゃないですか、このもの自体は。だから私は、そういう点でほんとうの外貨準備のアメリカの対円対策ということならば、これはこの法律のあとにほうに入っているけれども、それは実質上効果的なかどうかかわらないけれども、要するに対米輸出の調整を数量的にどうするか。要するにアメリカからの輸入割当をどうするか。要するにアメリカからたくさん輸入をするか、アメリカに対する輸出をどうするか、自主規制が何か知らないけれども、少しコントロールするということに問題解決の一番重要な問題があるのであって、私はこれが実際に備蓄その他をするためにアメリカから輸入をすることにほならないと思うのです、実際にそれでドレッシングによって一応ごまかそうということの範囲にすぎなくて、対外的ないま一番求められておる円対策の中心の問題ではない。ところが、いままづと上から触れてきたように、この中では輸入促進対策、輸出取引秩序の確立、資本輸出対策等は、これはまあ場合によって有効になってくるかもしれないけれども、私はその他の問題については、いまあなたが言われたような効果をあまりこの中に期待するわけにいかないと思う。大蔵大臣どうですか、この点について。これだけ何って私の質問を終わります。

○水田国務大臣 いま言われたことと、もう一つはやはりこの一の金利政策ということとは相当に影響があると思います。

○堀委員 一じゃない。この要綱について聞いています。あなたのほうのこれから出そうとい

う緊急措置法案について聞いているわけですが、この六項目の対策全体で効果があるというところとでございまして、法律だけの問題では……

○堀委員 あまり効果はないわけですか。

○水田国務大臣 あまり効果がないともいえないのですが、これはやはりたまたま外貨の活用と、そしてそれをどう輸入の促進その他に充てるかというように重点が置かれた法案であることは間違いないでございせん。

○齋藤委員長 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 この外貨緊急対策を中心にして、この委員会で大蔵大臣に緊急に質問を行なうということがけき論議されたのですが、委員会における手続については先ほど堀委員からもきびしく指摘がありました。一方同じ国会の委員会の商工委員会ではこの要綱案というものを中心にして審議をする。ところが肝心の大蔵委員会ではこの要綱案がない。まあ現実には先ほどの堀委員はよそのものを入手して、これに基づいて質問をしたけれども、われわれはこれはない。こういうことについては先ほどのきびしい指摘がありましたように、これは十分に反省していただきたいということ強く要望したいのです。といいますのは、この外貨対策については大蔵委員会ではずいぶん長い間検討してまいりました。そして特にこれのために理事会まで開いて、大蔵大臣からこの経過を説明し、報告しよう、こういう措置までとってきた。で、いよいよいよいよこれが決定した場合に、片方では要綱が一部に渡って、こちらは全然ない。こういうことではほんとうの審議は私にはできない。そういう意味で、くどくど言いますけれども、きびしい反省を政府側に要望したいと思ひます。

したがって私は、「対外経済緊急対策の推進について」というこの閣僚懇談会の記録、それからもう一つ「対外経済関係調整特別措置法案要綱」というものも、これはもちろん意図してないといふことは聞きましたけれども、これはありま

んでしたので、新聞報道を中心にして質問の準備を

をしましたので、これに基づいて質問を進めていきたいと思ひます。

いま堀委員から指摘がありましたように、まず、この特別措置法案要綱による第五項の、日本政府は日本輸出入銀行、石油公団、金属鉱物探鉱促進事業団等に対して三十億ドルの外貨対策を講ずる、こういうことであります。このうち、特定企業に対して外貨を相当安く利用させる、それから利子補給を大幅に行なり、しかも円切り上げ等によるリスクを国が一部カバーをする、こういう一面、一方で国民に対して預金金利等を引き下げる。こう考えたときに、あまりにも企業を優遇し過ぎる反面に国民をあまりにも冷遇し過ぎるせぬか、こういうことでありますので、これについてはまだ決定していない、こういうことであります。先ほどの質疑の中で利子補給はやっていくという腹である、こういうことであります。これについては私もどうも納得できません。政府が先般来国民福祉に政策を転換していくといふ、国民に目を向けた政治をやっているか、この点については数字だけ何いたいと思ひます。

○大倉政府委員 便宜から一括してお答えしたいと思ひます。

いまおっしゃいました輸銀、石油公団、場合によつては金探事業に対する財政資金の貸し付けは、やはり他の財政資金と同様に六分五厘になるのではないかとおもうのでございしますが、三機関から需要者に対する貸し付け金利を幾らにするかというところはまだきまつておりません。これからきめるということもございします。したがって、利子補給の所要額も実はまだ計算できないわけ

でございます。法律で御審議をお願いいたしますときには、債務を負担する行為を国がするわけでございますから、何かの意味でその限度は国会の議決をいただかなければいけないわけでございますが、いま私どもが考えておりますのは、利子補給は、契約をできる契約額の総額をつかまえて限度として法律に書き込んで御審議をいただいたらいかがかというのを考えております。利子補給額

持っておるわけでございます。これをたとえ輸銀とかその他の機関を通ずる預託という道を通ずるといたしましても直接外為会計の外貨を使うというのとは適当ではないんじゃないかという点でございまして、必要といたしますのは円資金でございしますから、したがって円資金を手当てをすることによりまして問題を解決するといふほうが本筋ではないかということが基本的な理由であらうと考えております。

○松尾(正)委員 これは大臣からは相当答えていくと思ひますのでやむを得ません。

そこで、これは新聞報道あるいはいまの堀委員とのやりとりの中からメモしたのですけれども、国は三機関に対して十五億ドルの財政を追加して貸し付けを行なり、こういうものであります。この利子は何%になるのか、これが一つ。

それから第二番目に、三機関が民間に貸し出す場合の金利は何%になるのか、その場合に、約十五億ドルといわれているのですから、この逆さやを埋めるための利子補給は幾らになるのか、この点について数字だけ何いたいと思ひます。

○大倉政府委員 便宜から一括してお答えしたいと思ひます。

いまおっしゃいました輸銀、石油公団、場合によつては金探事業に対する財政資金の貸し付けは、やはり他の財政資金と同様に六分五厘になるのではないかとおもうのでございしますが、三機関から需要者に対する貸し付け金利を幾らにするかというところはまだきまつておりません。これからきめるということもございします。したがって、利子補給の所要額も実はまだ計算できないわけ

でございます。法律で御審議をお願いいたしますときには、債務を負担する行為を国がするわけでございますから、何かの意味でその限度は国会の議決をいただかなければいけないわけでございますが、いま私どもが考えておりますのは、利子補給は、契約をできる契約額の総額をつかまえて限度として法律に書き込んで御審議をいただいたらいかがかというのを考えております。利子補給額

持っておるわけでございます。これをたとえ輸銀とかその他の機関を通ずる預託という道を通ずるといたしましても直接外為会計の外貨を使うというのとは適当ではないんじゃないかという点でございまして、必要といたしますのは円資金でございしますから、したがって円資金を手当てをすることによりまして問題を解決するといふほうが本筋ではないかということが基本的な理由であらうと考えております。

○松尾(正)委員 これは大臣からは相当答えていくと思ひますのでやむを得ません。

そこで、これは新聞報道あるいはいまの堀委員とのやりとりの中からメモしたのですけれども、国は三機関に対して十五億ドルの財政を追加して貸し付けを行なり、こういうものであります。この利子は何%になるのか、これが一つ。

それから第二番目に、三機関が民間に貸し出す場合の金利は何%になるのか、その場合に、約十五億ドルといわれているのですから、この逆さやを埋めるための利子補給は幾らになるのか、この点について数字だけ何いたいと思ひます。

○大倉政府委員 便宜から一括してお答えしたいと思ひます。

いまおっしゃいました輸銀、石油公団、場合によつては金探事業に対する財政資金の貸し付けは、やはり他の財政資金と同様に六分五厘になるのではないかとおもうのでございしますが、三機関から需要者に対する貸し付け金利を幾らにするかというところはまだきまつておりません。これからきめるということもございします。したがって、利子補給の所要額も実はまだ計算できないわけ

でございます。法律で御審議をお願いいたしますときには、債務を負担する行為を国がするわけでございますから、何かの意味でその限度は国会の議決をいただかなければいけないわけでございますが、いま私どもが考えておりますのは、利子補給は、契約をできる契約額の総額をつかまえて限度として法律に書き込んで御審議をいただいたらいかがかというのを考えております。利子補給額

持っておるわけでございます。これをたとえ輸銀とかその他の機関を通ずる預託という道を通ずるといたしましても直接外為会計の外貨を使うというのとは適当ではないんじゃないかという点でございまして、必要といたしますのは円資金でございしますから、したがって円資金を手当てをすることによりまして問題を解決するといふほうが本筋ではないかということが基本的な理由であらうと考えております。

○松尾(正)委員 これは大臣からは相当答えていくと思ひますのでやむを得ません。

そこで、これは新聞報道あるいはいまの堀委員とのやりとりの中からメモしたのですけれども、国は三機関に対して十五億ドルの財政を追加して貸し付けを行なり、こういうものであります。この利子は何%になるのか、これが一つ。

それから第二番目に、三機関が民間に貸し出す場合の金利は何%になるのか、その場合に、約十五億ドルといわれているのですから、この逆さやを埋めるための利子補給は幾らになるのか、この点について数字だけ何いたいと思ひます。

○大倉政府委員 便宜から一括してお答えしたいと思ひます。

いまおっしゃいました輸銀、石油公団、場合によつては金探事業に対する財政資金の貸し付けは、やはり他の財政資金と同様に六分五厘になるのではないかとおもうのでございしますが、三機関から需要者に対する貸し付け金利を幾らにするかというところはまだきまつておりません。これからきめるということもございします。したがって、利子補給の所要額も実はまだ計算できないわけ

でございます。法律で御審議をお願いいたしますときには、債務を負担する行為を国がするわけでございますから、何かの意味でその限度は国会の議決をいただかなければいけないわけでございますが、いま私どもが考えておりますのは、利子補給は、契約をできる契約額の総額をつかまえて限度として法律に書き込んで御審議をいただいたらいかがかというのを考えております。利子補給額

持っておるわけでございます。これをたとえ輸銀とかその他の機関を通ずる預託という道を通ずるといたしましても直接外為会計の外貨を使うというのとは適当ではないんじゃないかという点でございまして、必要といたしますのは円資金でございしますから、したがって円資金を手当てをすることによりまして問題を解決するといふほうが本筋ではないかということが基本的な理由であらうと考えております。

○松尾(正)委員 これは大臣からは相当答えていくと思ひますのでやむを得ません。

そこで、これは新聞報道あるいはいまの堀委員とのやりとりの中からメモしたのですけれども、国は三機関に対して十五億ドルの財政を追加して貸し付けを行なり、こういうものであります。この利子は何%になるのか、これが一つ。

それから第二番目に、三機関が民間に貸し出す場合の金利は何%になるのか、その場合に、約十五億ドルといわれているのですから、この逆さやを埋めるための利子補給は幾らになるのか、この点について数字だけ何いたいと思ひます。

○大倉政府委員 便宜から一括してお答えしたいと思ひます。

いまおっしゃいました輸銀、石油公団、場合によつては金探事業に対する財政資金の貸し付けは、やはり他の財政資金と同様に六分五厘になるのではないかとおもうのでございしますが、三機関から需要者に対する貸し付け金利を幾らにするかというところはまだきまつておりません。これからきめるということもございします。したがって、利子補給の所要額も実はまだ計算できないわけ

でございます。法律で御審議をお願いいたしますときには、債務を負担する行為を国がするわけでございますから、何かの意味でその限度は国会の議決をいただかなければいけないわけでございますが、いま私どもが考えておりますのは、利子補給は、契約をできる契約額の総額をつかまえて限度として法律に書き込んで御審議をいただいたらいかがかというのを考えております。利子補給額

というのはやってみないとわからないものでござ
いますから、限度額計算はおそらく年度末にでも
ならないとわからないというのが実態であろうと
思います。

○松尾(正)委員 新聞報道では三〇程度ではない
かという点がいわれているのですけれども、大
蔵省としては、主計局としては、その限度額がた
いへんむずかしいというんですけれども、腹はど
のくらいまでというところはきまっていらないの
ですか。

○大倉政府委員 実は主計局がきめるという話で
もないのでございしますが、まあ私どもの意見とし
ましては、民間の負担金利がある程度安くしない
と資金需要が起らない、したがって、せっかく
対策を講じて外貨が減らないという点があると思
いますから、とにかく利子補給を考えたというこ
とは六分五厘より下の金利で貸すんだというこ
とは確かなんでございしますが、それがいわれてお
ります三・七五とかなんとかいうのは、それでき
まっているのではないと了解いたしております。
三・七五という数字はいまのアメリカの財務省
証券の金利を念頭に置いておられるようござい
ますけれども、これは短期金利でございまして
しよつちゅう動く金利でございしますから、そこを
基準に今度の長期貸しをやるというふうな話にす
くなるのかと思つてかなり疑問は持つておりま
す。

○松尾(正)委員 これはもちろんまだ未決定の問
題でありますから、先ほど堀委員が指摘しました
ように、国民のお金で利子補給をする、この使
方については十二分に気をつけてもらわなければ
ならないというところは、私もまことに同感です。
しかも非常に低利で特定なものが利益を受ける
という点についても、これはいまやるべきではな
い。といいますのは、結局、私どもは大蔵大臣か
ら伺つたばかりでなしに、あのドルがずつと急上
昇しておつた当時はこれは早急に対策を講じなけ
ればならないということを考へておりましたけれ
ども、現状を見ますとそう緊急に国民を犠牲にし

てまで手を打たなくてもよろしいんじゃないか、
こういう様子が一応見えるわけです。さらにここ
へきてこういつた国民の税金を大きく企業あるい
は事業者のために投入するようなことはあつては
ならない、こう思ふわけです。

そこで、外貨対策、特に景気を浮揚することと
外貨対策というものは並行して行なわなければな
らない問題ですが、先般の対外経済緊急対策の推
進という関係懇談会で決定した問題の第一項に財
政金融政策についてというのがありますが、これ
については、おそらくねらいは景気の浮揚と輸入
を促進したいというところにあると思ふのです。
それで第一番に伺いたい点は、本年度予算の公
共事業の繰り上げ施行を行ないましたけれども、
現状は予期したとおりに進んでいるかどうか、こ
ういふ点について現況をまず一点伺いたいと思ひ
ます。

○大倉政府委員 繰り上げ施行の閣議決定をいた
しましたのが五月二日でございしました。現在関係
省庁からその一番新しい契約進捗状況を教えてい
ただくように頼んでおります。今月末には一部の
集計が出てまいろうかと思ひます。現在ではまだ
調査中という状況でございします。

○松尾(正)委員 これはこの決定に基づいては当
然だろうと思ふ。しかし、昨年から繰り上げ公共
投資を行なつておるわけですが、これらを見ても、
地価その他の関係で思ふように進んでいないとい
うことは政府でもよく承知しておられると思ひま
す。これについては、公共事業の繰り上げ施行を
やつたところで、現状ではあまり効果は期待でき
ない、こういうふうには私も認識しております。

それから第二番目の、金利引き下げを行なう
としておりますけれども、この目的と効果につ
いてはどう考へておられますか、この点について。
○水田国務大臣 諸外国、先進諸国に比べて、日
本の金利がまだ高いというところは御承知のとおり
でございします。これは国際金利水準にやはり日本
の水準を合わせるということをしないと、いまの
国際経済の中において問題になつておるいろいろ

な対策をすることはできないということ、現実
の必要性に迫られておることは、もう御承知のと
おりでございします。いま日本の金利が高いため
に、日本にはまだ短資の流入圧力というものが非
常にあります。これは為替管理で押えておる実情で
ございします。これはやはり正常な状態ではござい
ませんので、この金利水準が一段下がるというこ
によつて、こういう問題の解決には非常に役立つ
ことでありましようし、また国内問題としまして
も、金利水準が下がることによつて、不況が影響
されますことはもちろんでございしますが、私ども
はさきに国民福祉政策への転換ということと言つ
ておりますが、ほんとうにここで福祉政策の強化
ということをはかろうとするためには、いまの金
の流れというのを考えなければ、実際において
はできないと思ひます。収益の少ない福祉的な事
業への金の流れというものは、高金利である限り
は、これはとうてい望めないというところでござ
いますので、これが低金利になることによつて、国
民生活への影響が非常に大きいものとなると思
ひます。非常に金融緩慢なときにあつて、なおか
つ金利が高いというこの不自然さは決していいこ
とではございませんので、資源の配分を妨げる、
これは一番悪いことでございしますので、さうい
う点からも、ここで国内的な理由から金利水準を下
げる必要があろうと思ひます。いま、いろいろ物
価問題から見ても、たとえば公営事業にしま
しても、料金収益に比べて金利負担は二割以上と
いうことになつておりますので、さういふ点が解
決されることによつて、公共料金の値上げも防げ
ますし、全体の社会コストが下がることによつ
て、物価を押えて、結局は国民に対して低金利の
効果というものが浸透してくることによつて
ので、したがつてこの際、対外、対内均衡の回復
という点からも、政策としては一番重要になつて
きてゐる問題でございしますので、この金利の水
準を下げたいというふうに考へております。

○松尾(正)委員 対内、対外の均衡ということ
で、これは大臣の説もわかるのです。しかし問題
は、金利を下げる、それから税制がことしは中心
でありましたけれども、土地の騰貴が非常に大き
くて、まだ現在調査中ではつきりはわかりません
けれども、とにかく長者番付の九五％が土地成金
だ、さういふたようなことに、この金利を下げる
ことがさらに拍車をかけるのではないか、さうい
うことが考へられます。

それからもう一つは、金利を下げることによつ
て、金利よりもどんどん上昇していく物価問題、
いま大臣は物価問題にも影響すると言つたのです
けれども、私は逆に、預金金利等が引き下げられ
るとに庶民金融である郵便貯金の金利も同一とい
うようなことが言われておるが、さういふ中で、
金利を上回る物価上昇というものの対しては国
民はとうてい喜ばない現状であらうと思ふ。した
がつて、さうした金利を下げることによつては
果をもたらすことができないのかどうかという点に
ついては疑問があるのです。もし金利を上回る高
物価等が起つた場合に、さういふふうには国民生
活には対処されようとするのか、その点をもう一
点大臣に伺つておきたい。

○水田国務大臣 物価が上がつても、国民の所得
がそれ以上にふえるのでしたら国民生活は決して
悪くなることはございしません。したがつて、預
貯金の金利が下がるということによつて経済が立
ち直り、そして国民所得が増大するということ
でございしたら、金利の引き下げは決して国民に
とつて悪いことではないといふことが言えよう
と思ひますが、預金金利と物価を比較するといふこ
とが、私はさう意味のあることではないのじやな
いかと思ひます。それが比較されるくらいの大
きい影響を持つものは相当高額の預金者であらう
と思ひますが、預金金利の引き下げというものは
も所得の増大のほうが、はるかに国民生活には大
きく影響する問題でございします。したがつて、預
金金利の引き下げということが経済にどういふ影
響を及ぼすかということが一つ。

それからさつき申しましたように、これが国民の生活に重大な關係のある物価にどういふ影響が起るか、また国民の生活改善のための諸事業にどういふ影響を与えるかというのを考えましたら、収益の実態に補正環境を整備する公共社会投資というよりなことは、金利が低くならない限りはそこへ金があがっていかないというのが過去の事情でございます。ちょうどこの際金融緩慢なときでもございまして、もう一步金利水準が下がるということでしたら、国民の生活環境を整えるいろいろのことが、住宅にしても下水にしても、さらに大きい伸展を遂げることでございまして、これは国民生活には非常に利得となつてはね返ってくる問題でございますので、そういうものを全部総合して考えますなら、国民経済的には、金利が下がるという事は決して国民にとって悪いことじゃなくて、預金金利のわずかな引き下げと国民経済上の利得というものはほとんど比較にならないものじゃないかというふうに私は考えます。

○松尾(正)委員 時間が限られておりますので、確かに金利を下げることによって国民生活に大きくプラスになる、これは今後の問題として土地の騰貴にさらに拍車をかけて、庶民はもう土地が手に入れないような状況が起ってくるのではないか、こういった問題や、金利とそれから実際に低所得層の国民生活の面、これらについてはあとでまたこれを見きわめながら議論をしていきたいと思ひます。

それからこの第三番目に、輸入促進と輸入割り当ての増大というのがあげられておりますが、これは確かにけっこうなことだと思ひます。輸入を促進しなければならぬと思ひますが、しかしいままでの経過を見てみても、輸入を増大するためのいわゆる準備的な手段が十分でなかったために、円切り上げあるいは関税の引き下げ等が行なわれても、それに対する消費者価格の引き下げというものがほとんど行なわれていなかった。こういった点を考えましたときに、景気を浮揚するために

は、輸入を促進するためには、公共投資よりも何よりもまず第一に所得水準を上げなければならぬ。それから補償費等の大幅な引き上げをしなければならぬ。最近では、特に所得税等についての大幅な減税をやるべきだ、こういうことが最も緊要な要件になるのではないかとこのことを指摘しておきましたけれども、この中で一番大きな問題は、景気をよくするための消費に直接つながる問題として大幅な減税ということがあげられると思ひます。大臣からは先般、景気の推移を見て十分考慮したいという答弁をいただいたのですが、こういうふうによいよ円の緊急対策を講じて、国民の税金を利子補給にまで使おうとする状態から考えたならば、一方に、減税をして国民にこたえるべきではないか、こう思ひます。その輸入を促進する最も緊要な条件の一つである減税については、その後大臣はどうお考えなのか、もう一回伺つておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 一連の総合政策の一つとして減税も十分ただいま検討しているところでござい

ます。○松尾(正)委員 健保はどうですか。企業にこれだけ優遇措置を講じようとするのでしたら、国民のいま一番問題になっている健康保険については、いま野党が考へていられるよりもっと大幅な補給は引き受けましょう、こう言うぐらゐの大臣の答弁が出てしかるべきだと思ひますけれども、これについてはどうでしょうか。

○水田国務大臣 健保は、要するに保険制度で運営されている問題でございます。過去この制度がうまく運営されなくて、非常な赤字になつて財政難におかひついているというところをございまして、これをどう立て直すかということを中心にして研究されているのがいまこの対策でございます。したがつて、過去における二千億円の累積赤字はこの際一般会計で見て、これをきれいにあと始末をしよう。今後は、保険会計であります以上は、赤字を出さぬように保険会計としての運営をした。それについては一連の措置を講じ、国の補助

としましては、いままでの定額補助を定率補助に変えて、国も負担すべきものは負担するというところと計算がはつきり合うということになつておりますので、せっかくそれで再建策はできるのに、国の補助がたゞ増え、じゃ増して、ここ三、四百億円の国の補助金を増額したらどうするかとつたら、一方、負担すべきもののほうは負担しないで減らすということ。

さらに、私も本来ならば、赤字もほんとうはこの会計の運営の中で、長期にわたつてもいいから埋めるべきものであらうと思ひますが、もし一〇％も国が補助するということをやつて会計に黒字が出たら、その黒字で過去の債務を返済することはできないかという、これは別だ、それはそれで、赤字は一切国が別口に見るべきだ、これはそういう議論で保険会計を運営しようという態度がどうも間違ひである。もう少し制度は制度として、やはりこれをきりきり守つてやることをここでやらなかつたら、国のあらゆる部面からみたら赤字が出つばなしで、出たものは国がぬぐえ

ということ、先般も言いましたように、こういうことで私は二兆円以上のいろいろな非効率な国費が使われているんじゃないかと思ひます。これが縮まりがつくだけでも、日本の社会保険というものは一躍強化され、改善されるとすれば私は思つてゐるくらいでございます。やはりこういう一定の制度があつてそれぞれ運営されている政策は、その制度を互いにきちんと守つて、そうしてその中で赤字を出さぬようにやつておくという努力がなかつたら、私は、国家財政は先へいつて行き詰まつてしまつたら最近非常に心配しておりますので、特に今度の健保については、いままで

はこれはどういふ言ひませんが、今度だけはひとつ国会の皆さん方で引き締まつてもらいたい、こういうふうにしてございまして。

○松尾(正)委員 赤字がどんどん生まれてくる、それを全部埋めるとなるとこれはたいへんだ、こういうふうな話があつたのですが、今度のこの措置は、もう赤字が生まれる前に利子補給までして

埋めてやろうという措置じゃないですか。それで為替リスクが起きたらそれまで引き受けてやろう、こういうことに対しては、いまの説でいへば大蔵大臣は断固反対すべきである、こういう態度をとるべきであると思ひますが、その決意をひとつ聞いておきたい。いまのようにほとんど赤字が出てきたらそれに対して国が全部しりぬぐいをしるというふうなことだつたら、これはたいへんなことだ。確かにそのとおりだと思ひます。しかし今度の法案の措置は、その赤字も何もこれから出てくる前に全部カバーしてやりますよということ、いまの大臣の説からいへば、断然こういう措置はとるべきでないという方針で臨まれると思ひますけれども、その点はどうか。

○水田国務大臣 これは赤字という問題ではなくて、国の対外政策ということから見まして、またいまの現状から考えまして、これだけ蓄積している外貨ですから、これをどう活用して日本の経済にこれを貢献させようかということから出ている問題でございますので、そこで考えられたのが、必要な資材を国の手で買う。そして必要な資源開発も国の負担においてやるというふうなことを踏み切つて、特別の会計をつくつたらどうかという構想が出ておつたことは、これは御承知のとおりでございますが、それをするためには、その会計にただ外貨を移すというわけにはいきませんで、その特別会計が新たに予算上の措置をとつて資金を準備すれば、自然に外貨を使用することができるといふことになりましたので、そうなりますと、すぐの用には立たない、これから法制的な考慮をしなければならぬし、予算のあれをしなければならぬというふうなことになりますから、そこまですでに必要だといふことを考えた結果が、いつでも必要だといふときにすぐ外貨を返済してもらわなければならぬ。これを長期に運用するといふことは、準備資産である以上問題でございますので、したがつて、そういう点から見ますと、為替とか輸出入銀行をもし指定して為替銀行

にするというようなことをしましたら、これはいつでも返済のときに、別個に海外から借り入れができて、政府に対しては返済がいつでもできるというところでございますから、やはり流動性は持たなければならぬ外貨の活用策としては、せいぜいそこまでしかいけないのじゃないかというふうに考えたのがこの間までの私の考え方でした。

ところが、そうではなくて、もう一步資源開発とか資材の購入というようにこれを役立てるべくふうはないかということからまた再びいろいろ検討したことが、さつき局長が言いましたように、ほかの、外為会計から外貨を買い円を準備して、そしてこちらは売り渡すということ、この会計と繰を切るということによる活用方法を考えることがまず必要であるということから、いま考えているような方式にだんだん移っていったということでございます。目的はそういうことでございまして、国が一定の利子も何も負担して国の仕事としてやるのか、そうでなければ、これを特定の機関を通じて、そうして一定の援助をしてやらせるかというだけの問題であらうと私は考えております。

○松尾(正)委員 それはそれだけの問題だといふ、ことは言えは簡単ですけれども、精神からは、先ほどの大臣の御答弁の赤字を埋めてやるという方向とは、まるで逆だと思ふのです。しかし、時間が来てしまいましたので結論に入るのですけれども、先ほど堀委員は、いわゆる対米との貿易黒字赤字の基調、これが大きな円対策に通ずる問題で、この法案そのものでは効果がない、こういうふうに指摘されておりましたけれども、私もそのとおりであらうと思ふ。

それからもう一点私が感ずることは、輸入促進をはからなければならぬといふねらいはまことにけつこうですけれども、いま伺いましたように福征水準等は非常に低い。それから減税等も今年度当初ではほとんどゼロ。政府では昨年度の繰り上げ減税の効果が二千五百幾らある、こう言つて

おりますけれども、これがゼロだ。したがって、大幅減税というものは国民こそ強く要望しているのですが、こういふことがいまだに行なわれない。したがって、輸入促進の条件としては、とにかく消費力を大きくしない以外には輸入はどんな手だてを講じても促進効果はあがらない、私はこう思います。

それからもう一つの条件としては、輸入品が安くならなければどんな手を打つても輸入は拡大されない、こう思ふのです。したがって、この条件が整わなければならぬということ、大臣も十分お考えであらうと思ふのですけれども、この対策要綱を実施するにあたって、いま言つたいわゆる輸入流通経路、これは大臣は、この前円が切り上げになったときには、輸入品が安くなります、メリットがありますということを言つたが、結局は単にはずすということだけに終わつてしまつたわけですね。したがって、ここで輸入を促進するためのいろいろな手が打たれるのですけれども、いま言つた国内の流通経路の条件その他について、はたして輸入促進の効果があがるためにはどういう手が打たれなければならないか。どういふ手を打つという構想は大体腹の中に固まつておると思ふのですが、その点を伺つて私は終わりにしたいと思ひます。

○稲村(光)政府委員 ただいま松尾先生御指摘の点はまさにそのとおりでございます。御案内のとおり第二の輸入促進策という中に、政府といつたしましても流通機構の合理化をはかるということが大きな柱としてうたわれておるわけでございます。具体的にどういふ方法があるか考へておるかという点に關しましては、これは大蔵省だけでできることではございません。関係の各省それぞれできる限りのところで方法を研究してまいりたいと存じます。

○松尾(正)委員 終わります。

○齋藤委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 いろいろ論議が尽くされたようでありますけれども、二、三の点について簡単にお伺

いをいたしたいと思ひます。

一つは、先ほどもこの委員会のあり方についての問題が一つ出ましたが、それとも関連いたしますが、私は委員会というよりも経済政策そのものの策定のあり方について少し意見があるのです。たとえば今回の七項目、それから前回の八項目、緊急対策というのが出ました。これは一つは、今回の七項目につきましてもどろろな方式であるという批評が新聞や雑誌にも現に出ておると思ひますけれども、確かにどろろな方式ではないかと思ひます。特にどろろな相手の相手も国際関係で、前回もそうであつたかと思ひますが、OECDの会議がある。そこで日本が袋だたきにされては困るから、かような努力をやつておるのだということ、PRし、弁解するために項目を並べるといったような感じが非常に強い。これは対外的にも何らかまづいと私は思ひますが、それよりも対内的に、国内の経済政策のあり方という面から考へた場合に、日本の景気浮揚の問題なりあるいは円の再切り上げの問題なり、いろいろわれわれが持つておる困難な問題がたくさんありますが、それに対する対応の経済政策そのものは、もつと広範にもつと根本的にもつと科学的に策定されなければならないのではないかと。外に対しても、その意味においては国内に対しても同じであります。何らか思ひつきであつたりあるいはどろろな方式であつたり間に合わせであつたりするということは非常に遺憾であると思ひます。

やどろろな方式であつてはならない。対内関係においても対外関係においてもそうであると思ふが、この点について、私の言つておる点は全く誤解に基づくものであるかどうか、まず大臣にひとつお考えを承りたいと思ひます。

○水田国務大臣 私もそのとおりに思ひます。同感でございます。どろろな方式と言われましたが、私どもはむしろゆるなわと申しますか、もう少し早く総合対策をまとめたと思つておりました。が、とにかくなかなか各省関係することございまして、国会中は関係関係のみならず事務当局もみな縛られておりました。なかなかこういふ問題と連絡を密にして取り組めないというふうな事情がございまして、むしろ非常におくれたわけでございますが、まあおくれればせながら一応対策をまとめたということでございまして、私どもはどろろなわとはあまり考へておりません。

たとえば金融政策の問題にいたしましても、御承知のように、預金金利の問題にまで触れなければできないところまでこの金利引き下げ政策は限度に来ておるかというふうな問題についても、相当長い間かかつて検討いたしました。過去は、何回かの金利の引き下げは預金金利の問題とからまなくともやれたのですが、ここへ来てもう一歩思い切つた金利水準の引き下げをしようといふからには、もうこれは預金金利の問題とからむ、これと関係させざるを得ないという結論になりました。御承知のように、これはなかなか大蔵省だけでできる問題ではございません。関係各省の十分な了解がなければできない政策でございます。で、そういう問題にも相当までつてきたことは事実でございます。またそれと同じように、いろいろなことから対策はむしろおくれたことであつて、急にこれをどろろな方式にきめたという政策ではございません。

○竹本委員 まあ国会会期中でおくれたというふうな御発言はちよつと行き過ぎかと思ひますけれども、政府の政策そのものに全体としての総合性、あるいは総理の指導性、そういうものが足ら

引き下げ、これで内外確かに効果はあると思ひますけれども、ほんとうに設備投資も動かないために景気が停滞しておるそのときに、金利の引き下げがどれだけの効果を持つかということについては、私はやはり非常に大きな限界があるというふうに思ひますし、それから公共事業の繰り上げ施行という問題も、確かにそれだけの大きな効果があるし、現にあらわれつつあると私は評価しておりますけれども、やはりこれだけでは十分でない。結局は、物をどんどん買うという購買力が発動してこなければなりませんので、私は、その意味においてはやはり大幅減税を年内に早急に断行をして、それで景気の浮揚を高める。高めれば輸入もふえるでしょうし、輸出に対する圧力も少し減っていくであろう、かように考えますので、どうしても大幅減税政策というものが、この際いろいろの理由から論じることができませんけれども、景気浮揚策として、真剣に考えていただきたい。これは要望をしておきたいと思ひます。

次に、三十億ドルぐらゐ片づけようと、こういうことの問題でございすけれども、これも先ほどもちよつと議論が出ましたけれども、アメリカの赤字というものを大体頭に置いて、アメリカの赤字が大体そのくらいということ、それをカバーするというようなことに一つの見当があるのかというところが一つ。それからもう一つ、いまの三・七五多になるかどうか、利子の問題。いろいろまだ未決定の要素もあるようございすけれども、これもほかの金利水準から見ても、どこを水準にしてこれはきめられ、あるいはきめられようとしておるのか私にはわかりませんが、やはりアメリカの金利水準なんかを一つの目標にしておるのかどうか、この二つの点を伺ひたい。

○稲村(光)政府委員 先生のお尋ねの第一点でございすが、今回の措置によりましてどの程度の外貨の活用をはかるか、三十億ドルというふうなことがいわれておりますけれども、これらに關しましては検討中の段階でありまして、数字につきまして特に特定の数字を目標としておるとい

うことは現段階ではないわけでございます。むしろこれは、したがいましてアメリカの貿易収支の対日赤字というものと関連づけて考えておるといふふうに考えておるわけではございません。

それから第二の利子補給、この金利の水準につきましては、先ほど主計局のほうから御答弁がございましたように、これにつきましても今後の検討問題でございまして、アメリカのT Bの金利というものが標準になり得るといふふうにきめておるわけではございません。

○竹本委員 いまの問題はその程度にしまして、もう一つ伺ひたい。

先ほど来、至れり尽くせりの財閥擁護であり大企業擁護であるといふ議論が出ましたが、私はその角度を変えて、資本主義経済の原則というものがあつた。その辺からひとつ考えてみたいと思ひますけれども、何といつても資本主義というものは原則は自己責任主義である。その自己責任主義を、中小零細企業の場合にはむしろ政府のほうがいちたつて少しお手伝いをしてやる、これはわかるのです。今度の場合は、特にそういう今度の対象になるものは相当大きな力を持った大企業だと思ひますが、これに利子補給も、やはりいろいろ議論がありますが、これも危険負担もないようにしてやろう、しかもそれでうまく利益があつた場合には、その利益は、当然あとから若干税金はかけるんでしうけれども、それぞれの会社に帰属をするということになりますと、私は、重大なドルの問題で、一番大切な自己危険負担、自己責任主義というものが全然ないじゃないかと

いふふうに思ひますが、今度の、いま政府が考えられておる施策の中で、大企業には資本主義の原理原則である自己責任主義というものがどういふ形でどの程度に貫かれていくのであるか、この点だけ伺ひたい。

○稲村(光)政府委員 私から御答弁申し上げるのは適当かどうかでございすけれども、むしろ、御指摘のやうに企業におきまする自己責任が原則であるといふことは当然でございまして、その前

提の上に立ちつつ、この現下の情勢に應じまして国として最も適當と思はれる限度においてこの特別措置を講ずるといふこととございまして、その自己責任の原則について、そういうものを放てきして国が肩がわりをする、あるいはしてやるというやうなことでは全くございせん。

○竹本委員 ほんとはこれから本論に入るわけなんだけれども、時間がなくなつたから私はあらためて伺ひます。もう一ぺんよく言つておきますが、今度のやり方については、経済の原則である自己責任主義というものがどの程度にどのやうにして貫かれておるかということについて、一ぺんあらためて政府の見解を私は伺ひたいんです。きょうは議論をいたしません。しかしこれが一番大事な問題なんですから、いずれあらためて伺ひたいと思ひます。

もう二つ簡単に聞きますが、いま百六十億ドルからあるやつを、とにかくドルが二百億ドルになつては困るとか、円の再切り上げだとかということ、いわゆるこれを減らそうということ、いろいろ御努力を願つておると思ひのだけれども、この問題に關連して、一つは、二十七億ドルか三十億ドルかといふふえるといふ予定になつておるんだけれども、最終的にこのドルの増加といふものはそのぐらゐになるといふ見通しであるかといふことが一つ、それからもう一つは減らすほうでございすけれども、これこれ合せて二百億ドルぐらゐになるものの中で、今度もこちらで十五億、こちらで十五億といふやうなことをいつておられるわけだけれども、一つの大きな手としてアメリカの長期、中期の国債を買うといふことだとおは思ひますが、実際はむしろそのほうがより効果的であつて、今度のいわゆる外貨減らし対策、田中構想を中心とした対策といふのは、私は、あまり効果はないと思ひます。しかもいま言つたやうに、資本主義の原則から考えてみると、自己責任主義をこわしてしまふ。しかしまた一方からいへば、それだけのものを賣つて事業をやるといふのに高い利子を払わされては妙味がな

いといふし、あるいはばかばかしいといふかもしれぬし、それからまたな危険負担を自分でやるくらゐなら、そのまま持つて円が切り上がった後にあらためて買ったほうが気がきいておるといふやうな考え方もある社としてはあるだらう。したがって今度の田中構想を中心としたやうなドル減らし政策というものは、やはり至れり尽くせりの保護をしなければならぬやうに、特にいまの自民党の性格からいつてもあるいは会社の要求の面から考えてもそうならざるを得ない。

そういうことになれば、一体何のためにこれをするのか。減らし得る量は非常に少ない。しかも減らそうと思つてそういう手を打てば、田中構想の展開の過程においては、結局至れり尽くせりの保護をしなければならぬことになる。全くこれは政策選択の問題としてはナンセンスといふか有害といふか、ぼくはあまり評価しない。この点についてのドルを減らすという、外貨減らしの対策としても、むしろ長中期の国債を買うといふことのほうがより有効適切で、そんなにこれに効果を期待ができないといふふうに感じますが、大蔵大臣のこれに対する考え方はいかかか伺ひたい。

○稲村(光)政府委員 お尋ねの第一の点でございすが、本年度二十七億あるいは三十億ドルふえるといふことがあるかといふこととございすが、これはおそらく政府の見通しといたしまして、本年度の国際収支の基礎収支の黒字の見通しが二十七億ドルという見通しを立てておりますので、その点の關係であらうと存じます。これが現実今年度の国際収支、ことに短資のほうは見通し困難でございすが、基礎収支といたしましては、現在のくらゐになるかといふ点につきましては、現在の段階ではなかなか算定がむずかしいわけとございす。おそらくやはりその程度の黒字といふことになるのではなからうか。これはまだ今後の景気浮揚その他、現実に効果が出てまいりますと、もつと黒字が減つていく。あるいは基礎収支といふ中には長期資本が入つておりますから、したが

いまして先生御指摘のやうな長期資本の流出、つ

まり長中期債への運用等が起りますと、この点では基礎収支自体も変わってまいるのでございませうけれども、そういうものを別といたしますと、ほぼ輸出入の關係その他は、やはり非常に見通しがむずかしいわけではございませうが、政府見通し程度の黒字にはなるのではなからうかということが考えられます。

それから他方、今回のこの活用によつて中長期の債券の購入等を盛んにしたほうが数字的には効果的ではないかという点は、御指摘のようなこともあるかと存じますが、これはやはり市中から買うわけではございませうから、たくさん買えば値段が上がつてしまふという点もございませうし、なかなかこれは買ひ方がむずかしいわけではございませう、われわれのほうといたしましては極力有利になるべく中長期の債券を買えるというように措置をいたしておるわけではございませう。

○竹本委員 時間がないから簡単に大臣に一つだけ伺いたいのですが、一つは中小企業ですね。こういう人たちは、円がいまは三百円から三百何円ということになっておりませんが、いまの不況をして國際収支の動き等から見て、再切り上げがあるというふうな親方の企業が考へておるために、下請企業等に対する注文の出し方、仕切りというものは、極端な場合には二百八十円なり二百七十円くらいのところまで円が切り上げられるということとを前提にして準備を値切つておる、こういう動きが相当あると思ふのです。その痛い犠牲を中小企業はそのまま全面的にかぶつておるのだけれども、大企業に対するこれほどの至れり尽くせりの保護を考へられるときに、そういう零細企業あるいは下請企業等に、円の再切り上げを前提に見込んで大企業のほうが条件を悪くして危険負担をこちらへ持つていつてゐる。これを救済することをどう考へられるのかということ。

あわせて、ただ、いまは条件がきびしくなるだけであつて、注文がもう出なくなる面があるのですね。注文そのものが出なくなる。もう少し様子を見ようといったようなことで注文を押えてし

まう場合がある。そうして、ことに輸出に全面的に依存してゐるような中小企業の場合には、条件がきびしくなつても困るが、注文がもらえなくなつたらもう困る。全面的に食ひ上げになつてしまふ。こういう危機にさらされてゐる面が相当あるのではないかと存じますが、そういう問題を切り上げて考へておるかどうか、あるいはせられておるならば、どういふ方向でこれに対処してやろうとおられるか、その点だけ簡単にけつこうですがお伺ひして、終わりにしたいと思ひます。

○水田國務大臣 円の再切り上げということを理由にして、下請企業に對し二百七十円とか二百八十円の相場でたたくということが行なわれてゐるというふうな話を聞きましたので、これはすぐに警告しなければならぬということと通産省とも相談いたしましたし、私どものほうでもこれを考へて、いろいろな機会にそういうことのないように警告をしてきたが、そういう事実はないという反発が非常にあると同時に、また実際はそういうものがあるのだということを裏から訴えてくるものもございませうので、私もいまま、もう少し実情を調査した上で善処したいと思つております。

いずれにしても、そういうことを避けるためには、何としても円が切り上げられるであらうというやうな疑念をこの際拭き除くことが、やはり一番大切だと思ひますので、円の切り上げをしないという、またそういう情勢にはならないという政府の見解を、はっきりこの際いろいろな場所を言ひこが必要である。と同時に、またこの問題を特に問題にして、円の再切り上げということを言つてゐるのは、実際は日本の中が一番これを問題にしてゐるのだと、外国人もそう言うくらいのことと存じますから、こういう声が立たないやうに政府も対策をすると同時に、やはり再切り上げはないのだということを、国民にはつきり知つて落ちついてもらふことが大切であるというふうに考へております。

○竹本委員 どうかこれは実情をよく検討するやうに御努力をお願いしたい。要望を申し上げて終わります。

○齋藤委員長 次に、アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、すでに質疑を終了いたしてあります。これより討論に入るのではありませんが、本案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○齋藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○齋藤委員長 ただいま議決いたしましたアジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に對し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表し、藤井勝志君外四名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。木村武千代君。

○木村(武千代)委員 ただいま提案いたしましたアジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、私よりその趣旨及び内容について御説明申し上げます。

まず、案文でございますが、案文はお手元に配付してありますが、いま朗読をいたします。

アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)
政府は、次の事項に留意しつつ、アジア開發

銀行が本来の使命を達成し得るやう積極的に協力するものとする。

一 アジア開發銀行にまだ加盟していない国の同銀行への加盟が促進されるやうに配慮するものとする。

二 アジア開發銀行の融資が、同銀行設立協定の趣旨にのっとり、各開発途上国に均てんするものとする。

三 地域の經濟社會の開發の促進に資するため、技術教育關係に對する融資並びに技術援助が拡充されるものとする。

以上が、附帯決議の案であります。

わが国の國民總生産は自由世界において第二位の規模に達し、いまやその國際經濟社會に對する責務は六〇年代とは異質ともいえるほどの増大を示しているのではありません。

かかる重大な責務をになうに至つたわが国が、國際經濟社會において最も重要な課題であります開發途上國の開發のために、その經濟規模にふさわしい協力を進めていく必要があることはいまさら申し上げるまでもないこととあります。

特に、わが国と發展途上國との相互依存關係には他の先進國に例を見ないほどの深いものでありまして、わが国の貿易面での總輸入の四〇%、總輸出の四三%が發展途上國、さらにはわが国の海外投資の五〇%がこれも發展途上國に向けられており、これらによつてわが国は世界最大の資源輸入國で、その資源の大多數を發展途上國に依存してゐるのであります。

このやうなわが国の置かれております立場から見ますと、わが国における經濟協力は、單に國際的な責務であるにとどまらず、わが國經濟體の円滑な運営のためにも不可欠の要請と見るべきであるところとあります。

かかる見地からいたしまして、わが國の經濟協力は、世界經濟の發展と人類福祉の向上のために欠くことのできない主要な課題でありまして、これに對処し、先進國としては發展途上國の開發に一そりの前進をもたらす形での新しい經濟秩序の

形成に最大限の努力を払うべきであります。

アジアにおける開発途上国の経済開発については、わが国はアジア開発銀行に加盟し、その業務の規模を逐次拡大して、域内開発途上国の経済発展に大きな役割りを果たすよう期待し、協力体制をとってまいったのであります。

したがって、このたびのわが国がアジア開発銀行への出資を追加するに際しては、一段とアジア開発が健全な発展を遂げるために、政府においては、アジア開発銀行にいまもって加盟を見ていない国の同銀行への加盟が促進されるように配慮する、またアジア開発銀行の融資にあたっては、同銀行の設立の協定の趣旨にのっとり、各開発途上国に均てんする、さらに地域の経済社会の開発の促進に資するため、技術にかかる教育関係に対する融資並びに開発促進に資する技術援助が拡充されるのが望ましいことでもありますので、この点に留意しつつ、アジア開発銀行の本来の使命を達成し得るよう積極的に協力するものであります。

以上、附帯決議案の趣旨を終わりますが、何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○齋藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よって動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

○齋藤委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○齋藤委員長 次回は、来たる二十六日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十六分散会

昭和四十七年六月五日印刷

昭和四十七年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局